

平成27年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成27年10月29日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 3時58分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

認定第1号 平成26年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

平成26年度一般会計歳出（3民生費～7商工費）

閉議宣告

出席委員（17名）

委員	谷口隆徳君	委員	喜多武彦君
委員	大西陽君	委員	村上緑一君
委員	渡辺英次君	委員	谷守君
委員	松ヶ平哲幸君	委員	岡崎治夫君
委員	遠山昭二君	委員	山居忠彰君
委員	十河剛志君	委員長	出合孝司君
副委員長	国忠崇史君	委員	井上久嗣君
委員	粥川章君	委員	斉藤昇君
委員	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君
市立病院事務局長	三好信之君	総務部次長兼 財政課長	中舘佳嗣君

市民部次長兼 環境生活課長	千葉靖紀君	保健福祉部次長 兼福祉課長	田中寿幸君
こども・子育て 応援室長	佐々木幸美君	健康長寿推進室長 兼介護保険課長	米谷祐子君
経済部次長兼 国営農地再編 推進室長兼 農業振興課長	井出俊博君	建設水道部技監	工藤博文君
朝日総合支所次長 兼地域住民課長	長南広基君	総務課長兼市史 編さん室参事	鴻野弘志君
市民課長	佐藤義弘君	こども・子育て 応援室参事	佐藤洋子君
こども・子育て 応援室参事	藪中洋行君	国営農地再編 推進室参事	三上正洋君
畜産林務課長兼 バイオマス資源 堆肥化施設長	鶴岡明浩君	商工労働 観光課長	岡崎浩章君
こども・子育て 応援室主幹兼 あけぼの子ども センター長	青木秀敏君	介護保険課主幹	阿部 淳君
農業振興課主幹	林 秀忠君	農業振興課主幹	寺田和寛君
国営農地再編 推進室主幹	喜多伸光君	商工労働観光課 主 幹	徳竹貴之君
総務課主査	半澤浩章君	こども・子育て 応援室主査	滝上聡典君
福祉課主査	大懸保司君	国営農地再編 推進室主査	佐藤正臣君
農業振興課主査	梶山賢一君	畜産林務課兼 バイオマス資源 堆肥化施設主査	上川 学君
畜産林務課兼 バイオマス資源 堆肥化施設主査	木村哲晃君	商工労働観光課 主 査	小林真二君
<hr/>			
教育委員会 教 育 長	安川登志男君	教育委員会 生涯学習部長	菅井 勉君
<hr/>			
農業委員会 会 長	松川英一君	農業委員会 事務局長	小ヶ島清一君
<hr/>			

監査委員 吉田博行君

監査委員 竹内雅彦君
事務局 長

事務局出席者

議会事務局長 石川 敏君

議会事務局 浅利知充君
総務課 長

議会事務局
総務課主査 前畑美香君

議会事務局
総務課主事 粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○委員長(出合孝司君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(出合孝司君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長(出合孝司君) ここで副委員長と交代いたします。

○副委員長(国忠崇史君) それでは、改めましておはようございます。

それでは、昨日に引き続き決算審査を続行いたします。

第3款民生費について質疑を行います。第1項社会福祉費について御発言ございませんか。

渡辺英次委員。

○委員(渡辺英次君) 社会福祉費ということで、桜丘荘運営事業、そしてコスモス苑の管理運営事業についてということで、幾つか確認を含めて質問させていただきたいと思います。

桜丘とコスモス苑に関しては、これまでも、この議場でいろいろ議論されてきてまして、平成26年度から指定管理制度を導入したということで、1年目の実績等々をお示しいただきたいと思います。

そこで、まず、当初直営でやっていたときの定員数と利用者の数があつたと思うんですけども、それに対して26年度指定管理後、定員数と利用者の数はどのようになっていたかお知らせください。

○副委員長(国忠崇史君) 大懸福祉課主査。

○福祉課主査(大懸保司君) お答えいたします。

指定管理前と後の定員数の状況につきましては、桜丘荘全体では施設入所の定員は100人、また、そのうち外部からの介護サービスの提供を受けることができる特定施設入居者生活介護の定員についても30人と変更はございませんが、通所介護の利用定員については15人から20人へと増員となっております。コスモス苑は施設入所の定員70人に加え、短期入所生活介護の定員10人で変更はない状況です。

利用者の人数につきましては、いずれも年間延べ人数ですが、桜丘荘では入所者の退所などにより生じる空き部屋を極力なくすよう迅速な受け入れを行っていただいたことで、施設入所が3万5,506人から3万5,971人に増加し、うち特定施設入居者生活介護についても9,876人から1万1,077人に増加しており、通所介護におきましても2,852人から2,931人に増加したところです。コスモス苑においては、入所された方がすぐに入院となるなどの事案が多く発生し入所稼働率が低下したことにより、施設入所者が2万4,203人から2万2,649人に減少し、短期入所生活介護においては、4月に施設内でインフルエンザが流行したことにより1カ月ほど休止したことなどから、2,446人から1,363人に減少したところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、わかりました。

基本的にはそんなに定員数も変わらずやっていたということで理解してよろしいのかなと考えております。

それで、実際にその利用されている方も26年度以前から継続して利用されている方多いと思うんですけども、実際指定管理になった後に、直営でやっていたときと比べて、例えばサービスの質がよくなったか、悪くなったかとか、その他もろもろ、何かそういうお話というか、声というのは役所のほうに届いているんでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 大懸主査。

○福祉課主査（大懸保司君） お答えいたします。

桜丘荘、コスモス苑、ともに指定管理後1年を経過した状況でのアンケート調査を本年4月に実施しております。桜丘荘については、本年4月1日現在の入所者100人に対し調査を行ったところ、97人の利用者から回答をいただいたところです。結果としては、指定管理になっても以前と変わっていないと答えた方が約9割を占めており、施設運営やサービス内容については、約7割の方から満足しているとの回答をいただいたところです。

コスモス苑については、本年3月に入所者68人の御家族を対象にアンケート用紙を送付し、回収は30件、率にして44%の方から回答をいただいたところです。結果としては、約6割の方が指定管理になってよくなったと回答をされており、施設運営やサービス内容については、約76%の方から満足しているとの回答をいただいたところです。

また、平成26年度から桜丘荘担当の介護相談員2人とコスモス苑担当の介護相談員3人を委嘱しまして、入所者の皆さんとお話するため月1回の各施設への訪問をお願いしているほか、市民の声ボックスや御意見箱を設置し入所者からの要望等をお聞きする取り組みを行っていますが、現在のところ改善要望等についての御意見等はお聞きしていないところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ちょっと今の御答弁で確認なんですけれども、その相談員と言われていたのは、市のほうで配置している担当職という立場の人のことになりますか。

○副委員長（国忠崇史君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） お答えいたします。

介護相談員というのは、一般の市民の方に専門の介護相談員研修を受けていただいて、施設等をめぐりながら入所者さん、利用者さんのお声を聞く中で改善すべき点は改善するというような情報を市にいただくというような、そういった役目を果たしていただいている方です。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） すみません、聞き漏らしたようですが、介護相談員ということですね、理

解しました。

それで、ちょっと今話が出たのでお聞きしたいんですけども、平成25年の第4回定例会で質問させていただいたときに、いろいろこの後質問させていただくんですけども、いろいろ指定管理に移行するに当たっての制度等々できたんですけども、その中の答弁で、窓口業務としての担当職を配置するという御答弁いただいていたんですけども、それで、多分今もいらっしやると思うんですけども、事務方のことを言われているのかなと思うんですけども、その担当職員の配置というのは今後も続けていく予定はあるんでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 今の御質問なんですけれども、福祉課の窓口における相談担当ということで、それについては今もきちっと配置をしております。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。ありがとうございます。

それで、実際、今アンケートの調査を見ますと、ほぼほぼ、大多数の方が変わらない、もしくは満足だということで非常に安心しているところなんですけれども、今度質問をちょっと変えまして、実際、その中身の収支の決算状況というのはどういうふうになっているかお知らせください。

○副委員長（国忠崇史君） 大懸主査。

○福祉課主査（大懸保司君） お答えいたします。

まず、桜丘荘の収支決算状況についてですが、収入については、入所措置費及び介護サービス事業収入のほか、年次収支計画書に基づく指定管理料3,299万5,000円及び市から指定管理者側に移行した職員に対する人件費激変緩和額898万5,000円を含め2億5,855万3,473円となり、支出においては、人件費激変緩和額を含め2億5,403万5,631円となり、差し引き451万7,842円の剰余金が生じたところです。

続いて、コスモス苑については、収入については指定管理料を発生しておりませんが、介護保険事業収入のほか、市から指定管理者側に移行した職員に対する人件費激変緩和額1,644万1,000円を含め2億6,975万5,834円となり、支出においては、人件費激変緩和額を含め2億6,663万4,809円となり、差し引き312万1,025円が剰余金となったところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、ありがとうございます。

今、御答弁あったとおり、桜丘荘に関しては指定管理料が当初3,300万見ていたところが、3,299万5,000円という指定管理料あるということですね。それと、3年間の激変緩和ということで、嘱託職員と非常勤の方だと思うんですけども、その分の一応交付金という形で898万5,000円出しているということですね。ということは、このまま27年度もたしか500万ぐらい、510万7,000円が激変緩和で今年度、27年度ついておりますので、最終28年度はもっと減る、最終年

度ということですね、わかりました。

それと、市からの派遣職員ですね、派遣職員ということで今7名の、桜丘で言うと7名ということで6,019万1,000円出しますね。この辺、例えば今後戻られる方もいるかもしれないし、そのまま残る方もいるかもしれないですよ。たしか25年の僕予算委員会のほうで質問したときに、そのときの聞き取り調査では、正職員の方で約3割、そして非常勤、嘱託職員の方で約8割はそのまま残って移籍するというアンケート調査があったと思うんですけども、これですね、今現在でどのような、アンケートというか、どのような何か変化はあったんでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 大懸主査。

○福祉課主査（大懸保司君） お答えいたします。

まず、桜丘荘の職員の状況についてですが、指定管理以前の桜丘荘の職員総数は36人でありましたが、指定管理移行時において、移行前の市職員12人のうち7人が派遣職員に、嘱託、非常勤職員24人のうち5人が退職し、14人が三愛会、5人が調理部門である日清医療食品へそれぞれ身分移行となり、新たに三愛会職員9人、日清医療食品職員4人が配置され、桜丘荘職員30人と調理部門職員9人の合わせて39人の職員配置でありました。その後、平成26年10月に、三愛会職員として事務職が1人増員され、26年度末では桜丘荘職員31人と調理部門職員9人の合わせて40人の職員配置となったところであります。

次に、コスモス苑の職員の状況についてですが、指定管理以前のコスモス苑の職員総数は58人でありましたが、指定管理移行時において、市職員13人のうち8人が派遣職員に、嘱託、非常勤職員45人のうち5人が退職、32人が三愛会、8人が調理部門である日清医療食品へ身分移行となり、新たに三愛会職員11人、日清医療食品職員1人が配置され、コスモス苑職員51人と調理部門職員9人の合わせて60人の職員配置となったところです。その後、平成26年度末までに三愛会移行職員3人及び日清医療食品移行職員1人が退職となりましたが、三愛会職員5人、日清医療食品職員1人がそれぞれ増員され、26年度末では、コスモス苑職員53人と調理部門職員9人の合わせて62人の職員配置となったところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 田中保健福祉部次長。

○保健福祉部次長（田中寿幸君） 大変申しわけございません。今、派遣されている職員の意向という、今現在の御意向という御質問だったと思うんですけども、ちょっと資料等ないものから、意向調査等々について、また追ってお知らせしたいと思います。すみません、申しわけありません。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 意向調査というのは、一応年度ごとに続けて、継続してやってはいるんですか。

○副委員長（国忠崇史君） 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 指定管理移行の際にも、派遣職員や正職員の三愛会に残って働い

ていただけるかどうかという意向の確認はさせていただいております。その結果が今渡辺委員が言われたような数値になっておりますけれども、これについては、毎年度残っている派遣職員については、次年度も残って介護施設等で従事していただけるかの同意をいただきながら継続した勤務にもついでいただいているというところでもあります。

ただ、施設等の事情等もありまして、施設の職員配置の事情と申しますか、派遣職員をカバーできる職員が確保できたというような状況の中にあっては、その派遣職員の意向も聞きながら派遣を取り消して一般事務職につくというような形もとっているところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、すみません、ありがとうございます。

要するに、今派遣で行っている職員の方が満期で3年間いた後に、多分戻られる方も結構多いのかなと予測はしているんですよね。そうなったときに、今、市のほうで職員費ということで出していますけれども、今度、例えば戻られたとなったときに、やっぱり穴埋めをするのに三愛さんのほうで人を雇用するわけですよね。そうなったときに、収支決算的に結構、今ほどゆとりがなくなるのかなという気がするので、その辺をちょっと心配したという意味だったんですけれども、とりあえず、今の現段階ではわかりました。

それで、そういったことも含めた中で、指定管理者と契約を結ぶときに、いろいろ条件というか、約束事があったと思うんですけれども、実際、1年間運営してみて、指定管理者側から、これはちょっとこうしてほしいとか、もしくはこういうふうにすると改善できるよというような何か市と受託側との協議というか、そういうのは何かございましたか。

○副委員長（国忠崇史君） 田中次長。

○保健福祉部次長（田中寿幸君） お答えいたします。

指定管理者との契約におきましては、市からの要求水準書に基づきまして、基本協定を取り交わしております。これに基づいて、毎年指定管理者からの年次計画に基づく協定を取り交わし管理運営を行っていただいているところでありまして、現在、市担当者と両施設の連絡調整等は随時行っておりますが、また、月に1回は市の両施設の施設長及び生活相談員と定例会議を開催しまして、施設運営に係る全般についての情報交換を行っておりますけれども、現在のところ、基本協定の内容等の変更が必要な事案というのは発生していないところであります。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、ありがとうございます。

指定管理に移行するに当たって、この議会でも相当いろいろお話し合いをしてきたんですけれども、何せ一番はやはり、健全運営という部分と、あと利用サービスの低下がないようにということなので、もし実際に指定管理者がやられてみて、変更したほうがよい等々のことがあれば、今お話しいただいたように、随時改善できるものは改善していきながら、あと、その収

支に関しても、結局また、例えば赤字になってしまったとなると、またいろいろ利用者の方にも負担かかるかもしれないですし、いろいろ、また問題生じると思いますので、ぜひ2年目入っていますけれども、今後、ちょうど3年後、職員がこちらにもしかしたら戻られるという時期に、またいろいろ新たな問題等出るかもしれないので、その辺、ぜひ管理者としてやっていただければよい施設運営になるかなと思います。

この質問に関してはこれで終わります。

○副委員長（国忠崇史君） 社会福祉費について、そのほかに御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 私も桜丘荘管理運営事業とコスモス苑管理運営事業のことで、今、渡辺委員がおっしゃった、質問された内容に重複しないような形の中で何点か質問させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

今の答弁の中で、桜丘荘にあつては451万7,000円と、コスモス苑にあつては312万1,000円という、いわゆる剰余金が出たということなんですけれども、26年度予算で、この2つの施設、桜丘荘はナースコール設備更新、ボイラーの取りかえ等々で3,500万、コスモス苑は屋上の防水改修含めて2,600万、それぞれ施設改修で予算をつけてやっているんですけれども、この26年度指定管理となって、その指定管理者がみずから行ったという修理、修繕、改修などがあれば教えていただきたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 大懸主査。

○福祉課主査（大懸保司君） お答えいたします。

施設におけます修理、修繕、改修につきまして、指定管理者が行ったものについて、主なものを取り上げさせていただきます。

桜丘荘では、エレベーターの定期部品交換で60万円、亀裂が生じた一般浴槽の改修工事で300万円、手狭であった浴室洗い場の増設で40万円、浴室及びトイレの手すり設置に38万円など、合計493万円と、その他約147万円の小破修繕があり、総額約640万円の修繕及び改修費用の支出となっております。

また、コスモス苑では、壁、天井等の修繕で17万円、施設内環境整備のためのパーティション設置で47万円など、合計95万円と、その他約105万円の小破修繕があり、合計で約190万円の修繕費の支出となっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今の数字だけでも、桜丘荘で640万、コスモスで190万、お金をかけて修繕しても、なおかつ単年度で450万、300万、それぞれ剰余金が出たということで、非常に、やっぱり、さすが民間がやっていただいた部分で、指定管理とした影響も大きく出ているというふうに思います。

そこで、剰余金の今後どうするかという部分なんですけれども、桜丘荘が450万、コスモス

312万、今後この剰余金の処理の仕方と、考え方についてお聞きをしたいと思いますので、お願いいたします。

○副委員長（国忠崇史君） 田中次長。

○保健福祉部次長（田中寿幸君） お答えいたします。

26年度に生じました剰余金につきましては、指定管理者との協議の中で、両施設ともに施設の補修等、入所者への利便性向上に向けた施設運営に充てていただくということとしております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） そういう維持管理のほうに行くということで、例えば桜丘荘は指定管理料が発生していますけれども、26年度で451万7,000円と。その一部を28年度、新年度の指定管理料に、あなたここまで剰余金があるんだから指定管理料は次の年減らしますよと、そういう方向性で行く考えもあるんですか。

○副委員長（国忠崇史君） 田中次長。

○保健福祉部次長（田中寿幸君） この指定管理者との協定は年次計画ということで、毎年契約を取り交わしております。基本協定の中でも社会情勢等々の大幅な変更等々があった場合については、双方協議の上、指定管理料等の金額を変更するというようなことになっておりますので、今後そういった事象が生じるような場合につきましては、指定管理者側と十分協議の上、そういった取り計らいも、取り扱いにもなろうかというふうに思いますけれども、今回初年度ということで、そういった社会情勢の大きな変動ではなく、ある程度、先ほども御説明、答弁申し上げましたとおり、施設の稼働率を上げるための収入の増というようなことの剰余金でございましたので、それについては引き続き、その中でも、今年度もかなりの件数、今申し上げましたように補修等々に充てていただいておりますが、これについては翌年度更に施設の充実に充てていただくというような取り扱いになろうかと思えます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 400万、450万の剰余金が出たといつて、それを全部指定管理料減らしてしまうと、実際の運営の維持費としてのお金も必要だと思いますので、指定管理側がきつくないように、しっかりその指定管理料というのも見えていただきたいというふうに思います。

ここの関係で、最後の質問になりますけれども、今、渡辺委員のほうからも出ていました職員の派遣の関係なんですけれども、当初派遣できる期間は3年間ということで言っていました。今年、その派遣法が改正になって、5年まで、最長5年までできるようになったということなんですけれども、この桜丘荘、コスモス苑に派遣している職員も、当然御本人の聞き取りの希望があつてのことなんですけれども、法律が5年になったということ踏まえて、そういう派

遣職員も今回この2つの施設の場合も5年ということを考えているのかどうかお聞きをしたい
と思います。

○副委員長（国忠崇史君） 半澤総務課主査。

○総務課主査（半澤浩章君） お答えをいたします。

指定管理法人である社会福祉法人三愛会への職員の派遣につきましては、公益的法人等への
一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への土別市職員の派遣等に関する
条例に基づき行っています。派遣の期間が最長3年となっている根拠につきましては、この法
律で派遣の期間は3年を超えることができないとされているためです。更に派遣の実施に際し
ては、法律にて派遣先法人との間で派遣期間や勤務条件、従事業務などについて取り決めを行
い、その内容を職員に明示して同意を得なければならないとなっています。

このことから本市においても、三愛会と職員の派遣に関する取り決め書を締結し、その内容
に職員の同意を得て派遣をしているところですが、この取り決め書においても、派遣期間は職
員の同意を得た上で1年とし、3年を超えることができないとしています。また、派遣期間を
最長5年まで延長できる根拠としましては、法律にて任命権者が特に必要があると認めるとき
は、派遣先団体との合意により、職員派遣をされた職員の同意を得て職員派遣をした日から引
き続き5年を超えない範囲内において、これを延長することができるとされています。

このことから取り決め書においても、三愛会から派遣期間の延長について申し出があった場
合には、職員の同意を得た上で派遣した最初の日から引き続き5年を超えない範囲内において
派遣期間を延長することができるとしています。ですが、派遣期間の延長については、特例的
な措置となりますので、基本的な派遣期間は最長で3年と考えています。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 鴻野総務課長。

○総務課長（鴻野弘志君） それでは、派遣職員に関して大変恐縮ですが、先ほど渡辺委員から御
質問いただきましたことについて若干申し上げたいと存じます。

派遣職員、それぞれコスモス苑、桜丘荘へ行ってございまして、先ほど申しましたように、毎
年その意向調査ということを実施してございます。これはなかなか職員としての意向でござい
ますので、きちっとした、はっきりした意思ということではまだ捉えることはどうかというこ
ともございますので、おおよその率ということで申し上げます。

今年度、27年度実施いたしましたそれぞれの中におきましては、コスモス苑においては27年
度、今年度限りとしたいという意思表示をしたということが約40%、そして、28年度までとい
うことで考えているということが約60%という状況、桜丘荘においては、27年度限りという考
えはゼロ%、28年度までということが100%と、現段階ではそのような意向調査を実施したと
ころでございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 社会福祉費について、ほかに御発言ございませんか。松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 続きまして、同じ社会福祉費の高齢者福祉・介護保険事業についてお伺いをいたします。

士別市高齢者福祉計画と第6期介護保険事業計画を策定するに当たり、その業務の一部を事業所に業務委託をしたものがありますが、これは決算額では367万2,000円ですが、この委託に関して何点かお聞きをしたいと思いますので、お願いいたします。

最初に、この委託業務の予定価格の積算内訳書からなんですが、人件費に係る研究員手当て、主任研究員の単価が1日3万8,000円と、次の研究員と言われる人が3万1,000円と、公共事業、建設土木と一緒にならないんでしょうけれども、極めてこの3万8,000円と3万1,000円というのは、相当高い金額の設定になっていますので、この単価設定の根拠を教えてくださいと思います。よろしくお願いたします。

○副委員長（国忠崇史君） 阿部介護保険課主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

第6期介護保険事業計画は、介護保険法の改正にあわせ、平成27年4月1日施行に向けて全国一斉に策定することとなっている計画であります。策定に当たりましては、高齢者人口の推計や介護サービス見込みの推計、保険料設定のためのシミュレーションのほか、介護保険法の改正内容を計画に反映する必要があります。

そこで、研究員等の単価設定の根拠ですが、本計画の作成には介護保険制度などを熟知している社会福祉士などの専門知識を持つ研究員に携わっていただくことが望ましいと思われませんが、その研究員等の設定単価につきましては、厚生労働省等から示されていない状況でありましたので、建設工事にかかわり、国土交通省が定めている設計業務委託技術単価を参考に検討いたしました。本業務委託とは性格が異なることから本計画策定を進めている近隣市町村の状況を確認し、全て同一の単価設定であり、国土交通省の設計業務単価と比べ安価でもあったことから、他市町村でも採用している単価を準用し設定いたしました。実際に社会福祉士の国家資格を有する方が今回主任研究員として本事業計画に携わっていただいたところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） その3万8,000円、3万1,000円、近隣市町村とおっしゃいましたけれども、そこも同じ3万8,000円と3万1,000円も使っているということなんですか。

○副委員長（国忠崇史君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） 確認させていただいたところ、近隣の中でも名寄市、それから富良野市、それから紋別市などが同じ単価を使っていたということがわかりました。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 近隣市、類似市の部分等と同じであるということで、それはそれでいいんですけども、ただ、どうしても厚生労働省でも、要は単価表を持っていないというところ

からいって極めて不透明であるというし、近隣でも、じゃその3万8,000円と根拠何なんですかと言われたら、明確な答えがないので、極めて不透明な単価設定だというふうに思っています。

ただ、人工も含めてなんです、実は。そういうところなんですけれども、不透明なところが多いんですけれども、この事業、もう一つ、途中で、俗に言う設計変更をしています。住民向けのパブリックコメントについての対応策などの支援を業務に新たに追加するという変更だったんですけれども、この追加変更した業務、追加した仕様書に記載している内容について、もう一度確認をしていきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

○副委員長（国忠崇史君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） 計画作成に当たりまして、医師、歯科医師、薬剤師、自治会、民生委員、介護保険事業者などの市民による保健医療福祉対策協議会の専門部会であります介護保険運営部会において意見をいただいていることや、介護保険料につきましては、介護保険法において給付費における割合などが設定されることから、士別市パブリックコメント制度実施要綱第2条第1項により、当初パブリックコメントを行う必要性がないものと判断していましたが、制度改正の内容から、地域包括ケアシステムの構築や認知症施策などの新たな項目を盛り込むことが必要となったことから、市民の意見を広く取り入れることが望ましいとの判断に至りました。

そこで、当初の契約におきましては、介護保険制度改正の動向と課題整理業務、基礎データ収集及び課題の把握、整理、分析業務、アンケート調査集計業務等の業務のみを委託し、計画目標量の設定や計画骨子案、計画素案の作成につきましては市で行う予定でありましたが、法改正に伴い創設された介護予防日常生活支援総合事業の内容の国の決定が昨年11月10日とおくれ、更に膨大な資料を読み解きながら本計画に盛り込まなければならず、パブリックコメントの実施を鑑みると、計画書作成全般に係る支援を受けなければ年度内の策定は困難であるものと判断し、各種サービス見込み量の算出や確保策の検討を行う計画目標量の設定業務、計画骨子案、計画素案の内容協議及び作成業務、パブリックコメント実施のためのダイジェスト版の作成や意見に対する対応等を行う支援業務の追加契約を行ったところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 追加業務の中で、今パブリックコメント等は年度当初は必要なかったと、途中からそれを必要とする、制度も変わったんで新たにという部分なんですけれども、そこで、今回の委託業務の当初は264万6,000円と、追加業務が102万6,000円と、この消費税抜きだけの金額を比較すると、38.8%より40%も業務委託の請負金額が多くなったと。本来でいう変更できる内容というのは、一定程度やっぱり決める必要もあるんじゃないかというふうに思っています。

特に、僕もほかの市町村を見たときに、建設工事なんかには、特に工事費の請負額の30%以

内と、例えば道路みたいなものは、補助金が追加になったんで単純に延長しますという部分ならそれはわかるんでしょうけれども、新たな業務が発生をしたと、追加でやらなければいけないというときに、今のうちで言うと、設計変更は天井なしでやれるんだと。極端に言うと、最初の請負金額の倍になっても設計変更できるのかというところも疑問に思いますので、そこら辺のうちの規則、規約なんかわかりませんが、設計変更できる範囲というのはあるんでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 工藤建設水道部技監。

○建設水道部技監（工藤博文君） 設計変更の範囲について、私のほうからお答えをいたします。

建設水道部では工事関連に関しまして、工事の請負と業務の委託について設計変更のガイドラインを本年の4月から取り扱えるように策定をいたしましております。委託業務の中では工事関連でありますので、工事の設計、それと測量、調査ということでもありますので、今回の計画策定には直接全てが当てはまる部分もありますが、若干違う部分も出てくるのかと思います。工事関連の設計変更のまず最初に、それが設計変更になるのかどうかという判断であります。発注時の条件、これが追加、または修正された場合、それらについては全て設計変更の対象となります。

次に、これの設計変更が妥当かどうかという判断をまず次にしていきます。工事関連の設計変更のガイドラインの中では、変更が認められる範囲として、発注者側から指示があった場合、それと実際にその業務を行う途中で、その発注時の条件と一致しない場合があります。その部分の修正、それと発注時に必要であった条件が抜けていた、落ちていた、または間違っていたという場合もございます。それらについて、それと、条件明示がちょっと曖昧であったという部分も考えられると思います。それについてガイドラインでうたっております。

ただ、金額については、金額ですとか、当初契約に対する率についてはうたっておりません。これは、これまでの設計変更の実態といたしまして減額設計変更というのもございます。それと内容を修正して、結果的に金額に影響がないと、全く動かないと、当初契約と同額で設計変更が行われるという部分があります。ということで、一定のラインを定めるのが、少し実態としては難しいということがございます。それで金額についてはうたっておりません。これが設計変更として実際に手続ができるのかどうかというのは、その変更の内容を発注者と受注者が協議をしなければならないことになっております。その条件が当初条件と大きく差異があるのか、例えば今回の策定業務ですと、当初条件を提示したものを追加しなければならないのか、もし追加が必要となるのであれば、その人工数ですね、これが何人工かかるということを発注者、受注者が協議をしなければならない。もちろん発注者としては資料等求めることがございますので、受注者に資料等を求めることがございますので、その調査も行わなければなりません。それらが整って修正が妥当だと認められる場合、ここでようやく設計変更の手続に移ることになります。この設計変更については、工事関連では協議調書というものを策定いたしまして決裁を受けていくと、その決裁が終了した時点で契約変更のほうに移っていくという手続に

なっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） まず、そういう業務委託、今回は業務委託で建設工事と全く違う性質のものなので、一概に建設土木工事にあわせてということはありませんけれども、今までそのガイドラインがなかったけれども、今年の4月に、そのガイドラインができたということで、今後、それにのってやっていただければいいんですけれども、ただ、あえて私もここでその介護、今回の委託業務のものでお話をしたかという、昨日、斉藤議員からもありました随意契約に係ることなんですけれども、実は、今回の業務委託、当初264万6,000円ですけれども、本来130万を超えた場合には随意契約をできる対象になってはいないんですけれども、実は、今回請け負った業者が1社しかいないということで、1社限定の随意契約と、1社しかいないんで入札をするまでもないということなんですけれども、そこで、130万円を超える場合の随意契約というの、これひとつ規約をつくっておかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

先般、中央省庁の厚生労働省の職員が収賄容疑で逮捕されていますけれども、実は、中央省庁なんかでも厚生労働省の職員が圧倒的に多いというふうに言われています。これは先ほど答弁にもありましたけれども、厚生労働省が発注をするときに、単価が決められているものがないと。よって、3万8,000円も3万1,000円も建設工事のものを、いいや、このぐらいかという部分の金額でやっているに過ぎないんですね、厚生労働省でないんですから。だから、正直言って今回の264万6,000円も3万8,000円、3万1,000円で、なおかつ人工も、この人工でというのも、それをまあまあこの程度かなという、うちの職員が積算をしたんでしょうけれども、ただ、そこで、最終的にその業者と、いいか、悪いかという話は当然どこかで出てくると思うんですよ。

結果、予定価格とほぼ同額なものが札入れて、1社ですけれども、札入れて、それで契約をされているということですから、こういう場合、しかも、なおかつ、1社しかない随意契約だということで、施工伺いから、要は検定員の指定から、契約から、検定員の指定から、完成まで、完了届まで全部1課、1部で、極端に言うと保健福祉部ですから、保健部長の印鑑だけで終わっています。契約のところだけは合議で、総務、財政行きますけれども、そういった意味で、こういう場合にも1課、起承転結がやっぱり1課、1部で終わるということではなくて、しっかり第三者、ほかの部署もかかわってくると。要は、そういう収賄とか、贈収とかというのはかかわらないという部分も、しっかりシステムを僕はつけるべきだと思います。

実は、旭川市でも職員の不祥事が相当続きました。入札はこれ以上絶対それはできないだろうというガチガチの規約をつくっても、それでも裏をかいてやられていたということで、これは当時旭川市長のコメントじゃないんですけれども、最後は職員のコンプライアンスにかかわるしかないということはあるけれども、やっぱり行政側としても、そういうことが発生できない

ようなシステムをつくるということを言えば、こういう随意契約、しかも請負業者が1社しかないという場合については、そういう、先ほど言いました起承転結まで1課、1部で終わることなく、そういう新たな制度が必要だというふうに思いますけれども、考え方を聞かせていただきたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） ただいま随意契約に執行になったシステムづくりの御提言がございました。まず、現状をちょっと触れさせていただきたいんですが、士別市の随意契約に関する指針におきましては、1社随意契約の内容といたしましては、1つには、緊急の必要がある場合、これは災害の応急工事等が含まれますが、次に、有利と認める場合、これは契約履行中の施工業者が請け負ったほうが経費が安く済むという、追加工事がありますので、そういった場合、それから3つ目には、経験や知識、それから現場の状況に精通している、これは保守契約やなんかで、もともとそこの分野なんかを含めて該当します。それから特定の者と契約しなければ目的を達成できないということで、これは特殊な技術が必要ですか、そういったケースが該当すると思います。

そこで、例えば予定価格の設定につきましても、規定としては取引の実例価格、それから受給状況、履行の難易度、数量の高、履行期間の長短などによって決めるという規定になっております。

ただ、松ヶ平委員御指摘のとおり、例えば建設工事の場合は、ある程度積算の算定がきちっと決められている一方、こういう計画策定等については、そこまで細かい規定がないという現状でありまして、そういう意味では先ほども答弁ありましたように、やはり実際の実例はどうなんだ、国の基準で参考になるのかはということを勘案しながら決めていかざるを得ないという部分はあるかと思えます。

そこで、例えばこういった随意契約、特に1社随契の契約を進める上で、例えばこういった規定の中で、実際に、例えば予定価格を設定していくのは、こういった資料をそろえるですとか、もしくは実際の、私どもで言いますと、登録事業者は限られているわけですがけれども、それ以外の業者にとっても、例えば参考見積もりをとるですとか、考えられる手法はあると思います。ですから、そういった部分で、こういった規定の中で、実際の運用に当たっては、もうちょっと具体的な規定なりを考えていく必要はあるんじゃないかと思えます。

例えば、検査調書等の作成におきましても、やはり実際に納品されていく、その内容が具体的なことで発注した内容になっているのかという部分では、第一次的に所管課がチェックすることは必要だと思いますが、御指摘のように、それが実効性のある形できちっとチェック機能を働くかという部分については、もう少し具体的な運用規定なり、仕組みなりという部分は検討すべき項目はあろうかというふうに思いますので、その点については今後具体的な検討に入っていく考えであります。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今回の委託業務にかかわって、今の松ヶ平委員のほうから厚労省の、あるいは他の自治体のいろいろな事件のお話の中で、そういった芽が出ないようなシステムを考えるという御提言がございました。確かに、通常の勤務の中では各部内において、さまざまな目を通してやっておりますし、そういったことがあろうとは私どものほうでは考えていないわけでありましてけれども、ただ、そういうことがあったとしても、システム上、そちらのほうに傾斜していくようなすきがあるような体制であってはいけないというふうに考えております。

今の建設水道部の発注工事も、もとは当時の建設部の中で入札、契約も全て行ったわけでありましてけれども、今はそういったことも1つの視点において、そういった入札、契約業務は、総務部に移しているということもありますので、再度、全事業について再点検をいたしまして、そういった心配の起こらないような体制づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今回みたいな1社しかいないというのは極めてまれですけども、副市長の答弁にあったように、ぜひそういう体制、ルールづくりを進めていっていただきたいと思っております。

これで、この関係の質問は終わらせていただきまして、次の質問に入らせていただきます。続きまして、日常生活自立支援事業についてお尋ねいたします。

この事業、士別市、和寒町、剣淵町及び幌加内町の1市3町の社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業における利用料、交通費について、利用者の収入に応じて助成制度を講じることにより、士別地域に居住する低所得者の認知高齢者、精神障害者及び知的障害者が安心して日常生活を送ることができるよう支援するものとして、昨年度、26年度から、道の社会福祉協議会が支援した残りの本人負担分を市が直接助成する事業として、25万2,000円の予算でスタートしました。しかし、1年間で助成を行った実績として、1件の750円だったということは、この新しい制度のどこに問題があったと考えるか、この制度の創設に至った経緯を含めてお答えをいただきたいと思っております。

○副委員長（国忠崇史君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

日常生活自立支援事業助成事業は、北海道社会福祉協議会から委託を受けた士別市社会福祉協議会が和寒町、剣淵町、幌加内町社会福祉協議会と協定を結び広域で実施している日常生活自立支援事業を利用されている方のうち、利用者本人の収入や世帯の課税状況等の判定基準によって助成を受けることができる事業です。日常生活自立支援事業は、周囲の方々や親族からサービスの利用が必要と思ひ相談をしても、サービスの利用料が必要となることで利用を控える方がいるとお聞きしておりましたので、利用料を助成することで安心して本事業を活用していただけるよう利用助成事業を創設することといたしました。この助成事業を予算化するに当

たり、市内の高齢者及び障害者のサービス事業所に、本事業の利用が望ましい、もしくは利用したほうがよいと思われる方がどの程度いるのかアンケートを実施し、対象人数の把握を行い予算措置したところですが、実際には10名から相談を受け、延べ53回の面談をいたしました。3月末時点でのサービス利用者は4名でした。その4名のうち1名は基準を超えており、また、もう1名は生活保護を受給しているため利用料は公費で負担されますので、この2名の方は助成事業の対象とはなりません。残り2名の方は助成事業の対象者であります。昨年度はそのうち1名の方だけが申請をされ助成をしたところです。

本事業の課題についてですが、利用することが望ましいと周囲の親族や地域の方が思っていたとしても、本人は自分で何でもできる、困っていないとの理由から、サービスを利用しない方が多くいるということが課題であると考えておりますし、本事業の認知度が低いということも考えられます。そこで、今後におきましては、制度の認知度を上げていく取り組みが必要であると考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 結果的に1人しかいないということなんですけれども、申請はしたけれども、該当にならなくて、結果、今回は26年1人しかいなかったということですよね。

○副委員長（国忠崇史君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） 今年度、この利用をされている方は、収入の少ない方がされることが多く、その人の収入の範囲で支払う時期というものもそれぞれ生活支援員の方と相談しながら支払いをしているところでありまして、もう1名の方につきましては、4月以降、その利用料をお支払いしているところでありまして、もう1名の方については、今年度の助成等の対象ということになっており、結果的に1名だけだったということになっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 結果的に1人ということなんでですけども、実はこの制度、先ほど答弁の中にもありました。これは社会福祉協議会のお知らせということで、この事業の内容をわかりやすく説明したものがああります。ちょっと読みます。電気、水道料金などの支払いや役所へ出す書類の書き方がわからない。生活に必要なお金の使い方に自信がない。介護保険など福祉サービスを受けたいけれども、手続きがわからない。預金通帳など家に置いておくと心配で誰かに管理してもらいたいなどなんですけれども、これらを社会福祉協議会の職員とか、生活支援員たちが行ってやる時の事業の助成なんです。だけれども、その実施要綱を見ると、申請、対象者、受けたいという人、あくまで本人なんです。決定を役所が出します。助成金の請求及び受領は指定された人ができるとなっていますよ。それは社会福祉協議会の職員がやられるんでしょうけれども、そもそも支払いや役所へ出す書類の書き方がわからないから支援するのに、申請は本人だというのは、これちょっとおかしくないですか。

○副委員長（国忠崇史君） 米谷健康長寿推進室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

本事業の対象者は判断能力が不十分な方であり、かつ事業の契約内容について判断し得る能力を有すると認められる方となっております。ある程度のことのできるものが前提の事業とはなっておりますが、それでも申請そのものや住所、氏名等の記入ができない場合は、生活支援員に協力していただくか、それでも難しいのであれば、成年後見制度を利用していただくこととなります。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 僕、今読んでいる、実施要綱を読んだんですけども、4条ですよ。対象者は自立支援事業の利用助成を受けようとするときは市長に提示すると。でも、その下にあえて、請求、受領と委任は、社会福祉に委任することができるとなっているので、この文言だけでいったら、じゃ申請も第三者が、特に支援員ができるということで解釈していいんですか。この文言だけではそう読み取れないんですけども、実際にはそういうふうに支援員も市へ申請できるということになっているんですか。

○副委員長（国忠崇史君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） この市の助成事業は、この制度を利用するということが決まった方が助成をするものですから、支援員が寄り添って申請の手続をするというふうな手順になろうかと思えます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） それなら、なぜ助成と請求、受領、委任等と同じように申請も書かなきゃいけないんじゃないですか。申請とあえて6条ですよ、助成金の請求、受領、委任等と書いているのは、社会福祉協議会でできるなっているんですから、申請もそのとおりでなきゃおかしくないですか。

○副委員長（国忠崇史君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） 失礼いたしました。この6条、助成金の請求、受理、委任ということで、今委員のおっしゃられたとおり、社会福祉協議会ができることとなります。

以上です。

（「申請は」の声あり）

申請も、先ほど申し上げたように、本人に寄り添って、まずは社会福祉協議会と本人の支援する生活支援員とで、その申請を市に申請するということとなります。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） だから、それでいったら4条おかしくないですか。

○副委員長（国忠崇史君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） 失礼いたしました。代理申請がいいのかということですね。そのとおりです。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） ならば、ちゃんと信書、要綱も変えなきゃだめですよ。この要綱だけなら第三者ができるとか読み取れませんので、あえて6条が、その第三者ができるとなっているんだから、4条の申請も第三者ができるという文言にぜひ、やっているんだったら、直さないと。でも、それでやっているとしたら違反になってしまいますよ。だから、要綱もぜひ、その文言を直していただくと同時に、実はたまたま私はこの自立支援のほうだけを助成金の実績ということで見させていただいてわかったんですけども、また、この福祉サイドでいうと、こういう手の助成金申請の手続というのはいっぱいあると思うんですよ。ぜひ実施要綱を含め、実施要領含めて、より申請しやすいものに直していただきたいという、これ要望を申し上げて、この質問を終わります。

○副委員長（国忠崇史君） 社会福祉費については、ほかに発言ございませんか。
（発言する者なし）

○副委員長（国忠崇史君） ないようですので、第2項児童福祉費について御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） 成果報告書で、児童福祉費の中で、へき地保育所管理運営事業がありますが、まず初めに、へき地保育所運営委託事業がいつごろから始まり、どのような趣旨のもとでこの事業が行われているのか。また、現在4地区で管理運営が行われていますが、地域別の児童数、保育士の人数などをお聞かせください。

○副委員長（国忠崇史君） 青木こども・子育て応援室主幹。

○こども・子育て応援室主幹（青木秀敏君） 私から、へき地保育所委託事業の開始時期と事業の趣旨についてお答えいたします。

へき地保育所管理運営事業につきましては、平成8年度より開始しております。それ以前につきましては、季節保育所の運営助成事業として運営費の一部を助成するといった現行の認可外保育所への運営助成と同様の取り扱いをしていたところであります。事業の趣旨についてであります。平成8年度委託事業の開始と同時に、士別市へき地保育所条例を新たに制定しております。条例制定の目的は、農村地域の保育環境の充実を図るというものでありまして、農村地区においても、市が責任を持って保育を要する児童の健全な育成を図るという趣旨のもと、へき地保育所を市の施設として位置づけしているものであります。

また、運営に関しましても、季節保育所のころから地域性を生かした運営が図られておりましたので、その点を生かしていきたいという考えから、地域の方や保護者の方などから組織されております各保育所の運営委員会に委託する形でこの事業を実施しているところであります。私からは以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 滝上こども・子育て応援室主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） 私のほうから、地域別の児童数と保育士数についてお答えいたします。

まず、保育所の児童数ですが、成果報告書に記載の49名、この内訳について申し上げますが、上士別保育園では16名、多寄保育園では12名、武徳保育園でも12名、温根別保育園では9名で49名となっています。

次に、学童保育というものも実は保育所、へき地保育所のほうでは実施していきまして、上士別保育園と温根別保育園、この2カ所で学童保育を実施しております。26年度末の児童数なんですけれども、上士別保育園では20名、温根別保育園では7名となっています。

次に、保育士数なんですけれども、へき地保育所の運営に関して、保育士の有資格者も含めた常時2名体制という部分が、確保しなければならないという部分がありまして、各園保育士の有資格者2名と複数の、いわゆる保育の補助者的な者を雇用して運営しております。

そこで、各園の保育士有資格者、補助者も含めた延べの職員スタッフの人数なんですけれども、上士別保育園では3名、多寄保育園では4名、武徳保育園では4名、温根別保育園では3名で保育に従事しているということになっています。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に条例によって、この地域へき地保育所が守られているというのがよくわかりました。ありがとうございます。

そこで、平成26年度の成果報告書では、へき地保育所管理運営委託事業、決算額が3,266万7,000円になっています。財源の内訳としては、国・道支出金900万円、その他として650万4,000円、一般財源として1,716万3,000円となっておりますが、具体的には、この保育所4カ所に、どのように配分されているかということの説明願いたいということと、今後の財源の変動があるかということも含めてお聞きします。

○副委員長（国忠崇史君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） 私のほうから、保育園の配分についてお答えいたします。

今、各園の運営費、委託料という形で配分しているんですけれども、この配分の根拠としましては、例えば経験年数に応じた保育士の人件費や光熱費、また、児童数に応じた教材費や行事費に加えまして、例えば学童保育をやっている温根別とか上士別保育園では登録児童数に応じて教材費やおやつ代などを見ております。また、延長保育というのも実施している園があるんですけれども、その場合に関しては、延長保育の時間分の保育士の人件費をもとに配分しているという形になっています。

具体的な各園の配分額についてでありますけれども、上士別保育園に関しては794万6,500円、多寄保育園については840万8,000円、温根別保育園につきましては746万8,000円、武徳保育園につきましては851万8,500円となっておりまして、委託料の延べで言いますと3,234万1,000円が

委託料として支払っています。またほかに、実は各園の共通経費としまして、例えば保育士さんの健康診断の部分のバスの借上料ですとか、園児の健康診断の部分のバス借上料など、この部分も市が別に予算化しているという部分もあります。その決算額が32万6,000円となっていて、へき地保育所管理運営事業費全体の決算額としましては3,266万7,000円となっているところであります。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 青木主幹。

○こども・子育て応援室主幹（青木秀敏君） 私のほうから、財源の部分についてお答えいたします。

へき地保育所の運営につきましては、委員からお話のありましたとおり、国・道の支出金と保育料と、それから一般財源で構成されています。平成26年度につきましては、保育緊急確保事業という補助事業によりまして、多寄保育園を除いた3園、それぞれに国から200万円、北海道から100万円の合計しますと300万円の補助がありまして、市全体としましては900万円の財政の支援があったところでした。平成27年度からにおきましては、この制度がなくなりまして、本年4月からスタートしました子ども・子育て支援新制度での施設型給付というものを初めとした新たな財政支援に変更となったところであります。市といたしましても、財政状況などを考えますと、国などからの一定の財政の支援は必要と認識しているところでありまして、新たな制度を活用した財源の確保を進めていく考えであります。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今、財源内容の説明がありましたけれども、その中で、このへき地保育所の国・道の財源の財政支援がなくなるということ。また、新たな支援に変動があるということ。また、この支援の変更によって市の負担、利用者負担がどのように変わっていくのかということ。そういうことをちょっと説明をお願いします。

○副委員長（国忠崇史君） 藪中こども・子育て応援室参事。

○こども・子育て応援室参事（藪中洋行君） まず、私のほうから、新たな支援のうち市の負担についてお答えいたします。

子ども・子育て支援制度における新たな財政支援のうち現行のへき地保育事業については、特例地域型保育給付という支援の対象になるものと考えております。この給付制度については、保育所全体の運営費から国基準の保育料を差し引いた額の国が2分の1、北海道が4分の1を支援するというものになっております。具体的に試算例を申し上げますと、平成26年度の決算額、委託料3,234万1,000円、保育料650万4,000円をベースにいたしますと、国から約730万円、北海道から約365万円、合わせて1,095万円の財政支援が受けられることとなり、平成26年度と比較しまして、約195万円の支援増加が見込まれるものです。

次に、一般財源については、約1,490万円程度になるものと試算しておりまして、新たな給

付制度を受けた場合、平成26年度の一般財源が1,716万3,000円となっておりますので、約220万円程度の負担軽減につながるものと考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 佐々木こども・子育て応援室長。

○こども・子育て応援室長（佐々木幸美君） 私から、利用者負担についてお答えいたします。

現在、へき地保育所の利用者負担額、いわゆる保育料につきましては、士別市へき地保育所条例におきまして、児童1人につき月額1万円として設定いたしております。新たな制度で財政支援を受けるためには、まず、保護者の方には申請書類の提出が必要となりまして、市といたしましては保育料の見直しということが必要となってまいります。新制度での保育料設定の基本的な考え方といたしましては、国で定める基準額と同額、もしくは国の基準額を下回らなければならないという条件が付されているところですが、所得が低い世帯、例えば生活保護世帯、また、非課税世帯の階層をこの国の基準と見比べてみますと、国の基準では月額6,000円から9,000円となっております、現行月額1万円で設定している市の保育料は国基準より高いという状況になっていることから、この部分、国が示す条件、こちらとの調整が必要となっておりますので、今回保育料の見直しが必要となるものであります。

また、この保育料の見直しに当たりましては、現在へき地保育所には適用されておりません多子世帯への保育料の軽減措置、例えば複数のお子様保育所に通園されている場合、市の保育所同様、第2子目、こちらを半額、また、第3子目からの無料化や母子世帯、また、障害者世帯などへの軽減措置についても、今回配慮が必要という考え方に立っています。現在まで運営主体である保育園とも協議を重ねさせていただき、地域の保護者を対象に説明会を実施いたしておりますほか、子ども・子育て会議においては、そちらの場で御審議いただくなど、保育料の見直しに向けては保護者にとって大きな負担増とならないように配慮するとともに、へき地保育料が新制度へ円滑に移行できますよう、現在、第4回定例会に向けて、市のへき地保育所条例の所要の改正を含めまして、事務的な作業を進めているところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 大変ありがとうございます。

本当に財源としてなかなか変わるということでちょっと心配していたんですけども、それこそ少し市の負担がなくなるも含めて、また、今後改正の中では一般の市内の保育所と同様の負担も含めて利用負担のことも今後検討していくということですね、ありがとうございます。

その中ですけども、ちょっと地域保育所の運営に当たっての考えをまず先にお聞きしたいと思います。現在へき地保育所運営に当たり、地域の人口とともに児童数の減少、保育士を募集してもなかなか応募がないなど数多くの問題があると思いますけれども、農村地域ではへき地保育所が子供たちを安心して預かれる唯一の場であり、地域にとって必要不可欠だと思います。地域の環境の変化が進む中で、市としてへき地保育所管理運営委託事業を進める中で、例

えば2～3人になっても今までの考え同様、市がそういう今までのへき地保育所委託事業を進めていただけるのか。まず、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 佐々木室長。

○こども・子育て応援室長（佐々木幸美君） お答えいたします。

保育士不足という部分でいけば本市だけの傾向ではないんですけれども、今、市のいずれの保育所も保育士の人材確保、こちら困難な状況にあります。現在のへき地保育所は委員お話しのとおり、児童数の減少、また保育士不足、こちらの部分で運営委員会のほうは非常に御苦労されていると認識しております。少人数化が進んでいる中で、各園では地域の理解、協力、それらもあって、それぞれの地域性を生かした保育を今行っているところなんです。

そのような中で、保護者の方たちが自主的に知恵を出し合って、それぞれの家庭のお子さんの保育が必要な日の時間帯と、また保育士たちの勤務時間割表を一体化したもの、スケジュール表を管理しながら保育士の負担を少しでも軽く、軽減できるよう協力体制をとっている保育園があるとも現在お聞きしております。子供たちの成長の過程には、集団の中での遊びを通じた教育も当然必要と考えておまして、現在、認可、認可外、へき地保育所が連携して体操教室、また保育園行事を実施するなど相互交流の機会、そういう場を設けているところなんですけれども、各園の特徴を生かしながらも遊びの場がもっと広がるよう保育面での支援、こちらが一層必要になってくるものと考えております。

委員お話しのとおり、へき地保育所は地域の子供たちが集う場として必要な場所であることを市としても十分承知いたしているところであり、たとえ少人数になったとしても、その地域において保育の要望がある限り、運営主体である保育園とも十分御協議させていただきながら、へき地保育所の存続に努めてまいりたいと考えております。

また、へき地保育所の管理運営につきましては、園長を初め運営委員会の関係者の皆さん、大変御苦労されているところなんですけれども、市といたしましては、今後も地元の保育園への委託という形で地域のお子様の健全な育成に努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 大変、本当に今町場もそうなんですけれども、共稼ぎ、農村部も本当に、実際に農作業等、大変この地域へき地保育所は本当にその中で十分役立っていると思うんですよ。今まで同様、そういう今後のへき地保育に対していろいろと交流しながらよいへき地保育所になるように考えていただければいいと思います。

続いて、学童保育について伺いたいと思います。

市内では学校、児童館が学童保育を担っていますが、学童保育の現状と今後の子育ての支援の充実についてのお考えをお聞きします。

また、先ほども農村地域でもへき地保育所の中で学童保育が行われているということをお聞きしております。また、こういうことも保育士の負担増につながっているということも現状な

んです。そういう中で、この学童保育の今後の進め方を含めてお聞きしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 藪中参事。

○こども・子育て応援室参事（藪中洋行君） お答えいたします。

学童保育の現状については、今、委員からお話ありましたように、市街地区においては、あけぼの子どもセンターを初めとした3カ所の児童館、児童センターにおいて放課後児童クラブを設置して実施しております。平成26年度では213人の登録があります。一方、農村地域では現在、上士別保育園、温根別保育園の2カ所で実施しており、27人が登録しております。

そこで、委員からお話の保育士の負担についてであります。実施時間の違いなどにより、へき地保育所との単純な比較とはなりません。市街地区では登録人数が多いことから、その数に対応するため、嘱託やパートなどの形態で職員を配置しているため、シフトを組んで勤務時間を調整することが可能となっております。農村地域では保育所で学童保育を実施していることから、保育園児と小学生を同じ施設で保育することとなり、保育内容についても、就学前から小学生まで幅広い年齢層で実施しているために、保育士を初めとした職員の皆さんの負担は市街地区に比べて多いものと認識しております。

○副委員長（国忠崇史君） 佐々木室長。

○こども・子育て応援室長（佐々木幸美君） 私から、今後の子育て支援策、そして学童保育の進め方、こちらについてお答えいたします。

市では27年度から31年度までを計画期間といたします。士別市子ども・子育て支援事業計画、こちらを26年度に策定いたしております。この計画にも掲げているところではありますが、まず、学童保育、いわゆる小学生の居場所づくり、こちらについては北地区における新児童センターの建設、また農村地域も含めた小学校のある全ての地域で放課後も利用できる体制づくり、こちらを進めていく考えでありまして、例えば現在の南小学校で開設しております余裕教室を活用いたしました放課後子ども教室のような施設の、こちらのような施設のさらなる開設を視野に利用者ニーズを見きわめながら、今後教育委員会や学校などとの協議を進める中で検討してまいりたいと考えております。

先ほど藪中参事の説明にもございましたが、農村地域では学童保育の面で保育士に御負担をおかけしておりますが、市の子育て支援の考え方といたしましては、地域を問わず、また、子供たちが生き生き育つことができるよう地域全体で支え合い、そして安心して子供を産み育てる環境づくり、こちらが大変重要であると認識しておりますので、今後も子育て環境の充実に努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 児童福祉費については、ほかに御発言ございませんか。

（発言する者なし）

○副委員長（国忠崇史君） では、第3項生活保護費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第4款衛生費及び第5款労働費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第6款農林水産業費の質疑に入ります。第1項農業費について御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） 農業費の、まず不用額について伺います。

不用額は9,108万円、その内容は、農業基盤整備費として192万円、装置改良促進費で1,267万円、公有財産購入費として6,044万円、農地費で487万円の内訳となっております。その中、公有財産購入費で畜産担い手総合整備事業費として6,044万円が入札不落による残りとなりますが、これはどのような入札不落があつて不用額が出たのか御説明をお願いします。

○副委員長（国忠崇史君） 上川畜産林務課主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

畜産担い手総合整備事業は、北海道農業公社が実施主体となって進めている事業でありまして、良質な飼料生産、効率的な生産方式の導入、普及を目的に装置などの基盤整備や施設整備を実施するものであります。不用額の経緯につきましては、今回、1牧場が使用規模を拡大するため、つなぎ牛舎1棟と、それに付随します搾乳設備の導入を計画しておりました。平成26年5月に入札を行ったところ、予定価格と1,000万円以上の開きがありまして、入札不調となったところでございます。

その後、2回目の入札に向けて予定価格を見直しまして、1,400万円ほど上乗せをしまして26年7月に再度入札を行いました。しかし、予定価格と500万円ほど開きがありまして、最低価格者と随意契約に向けて協議したところであります。結果的には入札不調になったところであります。

その後、3回目に向けて受益農家と協議を進めてきたんですけれども、工事が冬期にかかることや、冬期養生に係る経費がまた更なる負担を生じるという懸念から、3回目の入札については断念をしまして、この26年度事業を辞退したところでございます。

この不落の要因としましては、労務費と資材価格が毎月のように上昇していたということと、上川管内において建設工事発注が多く業者も繁忙であったことから、入札参加者が少ないこともありまして予定価格を上回ったところでございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） その中でちょっと聞いておきたいんですけれども、こういう不落が出たということなんですけれども、実際に、この事業は27年度できたんでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

26年度につきましては辞退をすることになりましたけれども、入札不落による不可抗力を理由としまして、再度改めて平成27年度事業で国に要望しまして採択を受けたところであります。27年度につきましては入札を既に行いまして、市内事業者が落札をしております。10月に工事が

完了をしております、今後引き渡しが行われる予定となっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） はい、ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思います。

成果報告書の中で、上士別地区国営農地再編整備推進事業について伺います。

この事業は、平成21年度から行われ、平成28年度まで事業期間とありますが、この事業期間で本当に終わるのか、現在までの実施状況をお聞きします。具体的には、事業予算の平成26年度末までの進捗状況と最終までの予算規模、10アール当たりの事業費、国、道、市、農家の負担割合についても説明をお願いします。

○副委員長（国忠崇史君） 佐藤国営農地再編推進室主査。

○国営農地再編推進室主査（佐藤正臣君） お答えいたします。

国営農地再編整備事業上士別地区の事業期間及び事業予算についてのお尋ねでございますが、本来事業期間は平成21年から平成28年度の8年間となっております。平成26年度までの基盤整備は、受益面積825ヘクタールに対し542ヘクタールまで完了し、26年度までの進捗状況は、面積ベースで66%、27年度では76%となっております。また、予算規模についても、現在159億円となっておりますが、資材単価や人件費の高騰により、事業の計画変更の процедуруを要しない2割以内の金額で増額になる見込みでございます。増額後の予算額については、現在北海道開発局において手続中とのことであり、今は確定しておりませんが、事業費の増額については受益者の費用負担にかかわることでもあることから、26年度において上士別地区内で数回に分けて受益者に集まっていたいただき内容を説明した結果、事業費増の承諾を得ているところであります。

次に、10アール当たりの事業費についてでございますが、26年度時点で受益者概算負担金5万2,000円となっております。負担金の金額については、天塩川土地改良区より毎年負担金額を受益者にお伝えして承諾を得ているところであります。また、事業費負担金については、国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針が定める負担率に基づき、国が75%、北海道が18%、士別市4%、受益者3%から算出しているところでございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当にこの事業が延びることによっていろいろな経費の関係で負担割合がまた増えると、そういう中では本当に大変なことなんですけれども、その中で幾らかでも軽減なればいいなと思うんですけれども、そういう面も含めて今後お考えいただきたいと思います。

次に、平成26年度の実施概要では5つの重要点を記載されていますが、ここで法人に向けての集落営農組織指導とありますが、現在まで、この事業で何戸の法人が誕生したのか、説明をお願いします。

○副委員長（国忠崇史君） 佐藤主査。

○国営農地再編推進室主査（佐藤正臣君） お答えいたします。

国営農地再編整備事業上士別地区は多く分けて4地区に分かれて事業を進めています。現在、4地区のうち3地区が既に法人設立済みであり、残り1地区においても、28年度をめどに法人化を進めており、これまでもJA北ひびきと国営農地再編推進室も入り法人化に向けた話し合いを実施しているところでもあります。法人化については、事業による農地の大区画化や換地による農地の集積を行うことで、これまでの個別経営から担い手を中心とした集落経営体による集落営農を目指しております。そこに労働力の受け皿や新たな担い手も参入して、営農ができる体制整備もあわせて目指すものであり、農業者の担い手確保対策に加え、地域コミュニティ再編への取り組みもあわせて目指しているところでもあります。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） それでは、続いて、農業費の中で新規事業であるIT農業推進事業について伺います。

IT農業は、国営農地再編整備事業の中、農作業の効率化、省力化には欠かせない事業ではありますが、事業期間が2年間で、平成26年度のIT農業推進事業で1,811万6,000円の支出がなされていますが、この内容として、GPS基地局設置費として、また、GPS移動局導入助成として、それぞれの支出金額は幾らかをまず求めます。また、この基地局の設置場所及び、これ27年度から稼働していると思うんですけども、そこも少しお願いします。

○副委員長（国忠崇史君） 喜多国営農地再編推進室主幹。

○国営農地再編推進室主幹（喜多伸光君） お答えいたします。

GPSガイダンスについてのトラクターに補正電波を受信、送信する基地局の設置費用についてでございますが、導入費用としては、GPS基地局196万8,000円、GPS中継局65万2,000円、取り付け工事費101万2,000円、以上363万2,000円となっております。また、移動局としてトラクターに取りつける機械でありますGPSガイダンス及び自動操舵装置補正電波受信機についてでございますが、一式4台分1,383万6,000円、取り付け工事費60万5,000円、以上1,444万1,000円となっております。1台当たりの費用は361万円となっております。トラクターに設置した移動局を農業者に貸与するための費用については、1台361万円の3割分、108万3,000円が農業者負担額となっております。既に4台分の433万2,000円が納入されております。

次に、補正電波を受信する基地局及び中継局の設置場所についてでございますが、基地局はJA北ひびき上士別支所屋上に、中継局は兼内公民分館、旧兼内小学校の体育館にそれぞれ設置しており、国営上士別地区エリアを全てカバーする位置に送信アンテナを設置しております。また、このシステムから出る補正電波については、27年度の春作業より供用開始しており、26年度設置したトラクターを初め、27年度設置導入した田植え機とともに国営上士別地区にて稼働しているところでもあります。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今、説明がありましたGPSの基地局、移動局ということで、本当に設置に対して大きな金額、先ほども言ったように200万円ほど基地局にかかったり、65万円ほど移動局にかかったり、取り付け料も大変な金額なんですけれども、こういう大きなお金がかかるというのはわかったんですけども、今後先進的な農業推進の、この国営農地再編整備事業の中でIT農業の推進に、本当にもっと国と道の助成があってもいいかなと思うんですが、その点と、今後市の農業も、また新たな農地再編も含め個々の農地の拡大もますます増えていくと思うんですね。そういった中でIT農業が広がっていくかと思いますが、市として、今までどおりのIT農業の推進に努めていただけるのでしょうか。そこをお聞きます。

○副委員長（国忠崇史君） 井出経済部次長。

○経済部次長（井出俊博君） お答えいたします。

今の国営のほうの上士別地区で取り組んでおりますICT農業分につきましては、モデル地区として市のほうで全面的にバックアップをしながら進めてきたところです。今、お話のありました国・道の助成、26年度の決算にもありますとおり1,800万ほどかかりますので、今言われるような負担の軽減という部分で、国・道の補助金の活用というようなことは非常に大事なことかなというふうに考えております。

今現在活用できる事業といたしましては、経営体育成支援事業というような事業がありますが、これについては幾つかの採択要件がありまして、規模拡大をしなければならないですとか、また、コストの削減をしなければならない、そういったような採択要件をクリアした中で申請をいたしますと、採択になれば30%、3割負担というような中で活用というようなことになっております。今のところ、これぐらいかなというふうに考えておりますが、今TPPの問題ですとか、いろいろなことの対応というところから言いますと、コストの削減がやっぱり求められるということから、国のほうもこれからそういったような事業が出てくるんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういう部分を含めて情報を張りながら提供していきたいなというふうにも考えております。

次に、市の考え方という部分ですけれども、ICT農業の市の考え方といたしましては、情報通信ですとか、そういったものを活用しながら、先ほども申し上げましたとおり、コストの削減はもとより、位置情報ですとか、それから気象情報、それから作物の生育情報なんかの情報を得ながら農作業の省力化ですとか、栽培の効率化なんかを目指していくという必要もありますので、今後についてもそういったICT農業の推進を図っていくというふうに考えておまして、今年なんですけれども、多寄地区に基地局を設置しまして、インターネット方式というような形で進めております。これにつきましては、今後上士別地区の大型化ですとか、または先ほど委員おっしゃられたとおり、個々の農家さんの経営規模拡大等がありますので、そういったことも含めて全市的に取り進めていきたいと思っておりますけれども、ただ、これにつ

いては農家さんのニーズなんかも十分把握をしながら全市的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） まだ質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前 11時48分休憩）

（午後 1時30分再開）

○副委員長（国忠崇史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

農業費について御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、私のほうから、農業費のうち農業振興費の4点について質問させていただきます。

最初に、就農啓発事業として、26年度に札幌市で開催された北海道担い手センター主催の就農相談会に参加をしておられます。その内容について、まず伺いたいというふうに思います。

相談に来られた方のまず人数、それから男女別、それから既婚、あるいは独身の内訳、年齢と、その方の出身地、現在の職業、それから今回の相談会に参加された大きな理由、それから希望している農業の形態、更に本市に友人、知人、親戚を含めてですけれども、おられるかどうか。それから就農するに当たっての不安に思うことや就農支援に対する要望と、最後に就農資金をどう考えておられるのか、この点について最初にお伺いいたします。

○副委員長（国忠崇史君） 寺田農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（寺田和寛君） お答えいたします。

平成26年度札幌市で行われた就農相談会ということで、まず、人数の内訳ですが、男性6名、女性2名の合計8名であります。年齢については、15歳から49歳までの方となっております。職業につきましては、高校生、酪農科に就学している方2名、大学生、家事手伝い、公務員、法人の従業員の方ということになっております。出身地等は、聞き取り等はないんですけれども、一応住所ということで御紹介させていただきますと、札幌市、千歳市、士幌町が道内、道内の方6名、道外の方が2名おまして、長野県と福岡県の方が御相談に来ていただいております。

就業の希望、志望動機と伺いますか、そういう内容につきましては、実家が農家であるということと、自分が酪農科のほうに就学しているので、将来は畑作のほうも興味を持って独立をしたいというような理由の方、自給自足の農業を目指したい、余裕があれば農業カフェ等を起業したいという方、女性の方には実家が酪農家なので、畑作等にも興味があり、自分が新規就農するというよりは、農業に携わるようなことをしたいというような内容の方ということを含

めまして、法人に勤めている方、その方も独立を考えているということで、畑作と酪農の新規就農を含めまして6名の方が個人で経営をしたいということになっています。あと、残りの2名の方については、法人の構成員、従業員といますか、構成員のほうで働いて、将来的には、その法人を継げるようなことも考えながら、視野に入れながらという御相談をいただいております。

士別のほうに就農されるときに一番不安に思うことはということでもありますけれども、それにつきましては、一番多かったのはやはり居住、生活環境が一番多く、次いで資金や補助金、研修などが上げられております。法人の就業関係等につきましても一部聞かれておりました。農業振興課のほうとしましては、その就農希望者の方のそういう不安になるところを拾い上げまして、これからも就農の相談会等に臨んでいきたいと思っております。

あと、最後に青年就農給付金等の考えはということでありましたけれども、一応それにつきましては、今現在、基本的には畑作の関係でしかしてはなくて、これからは一応酪農の関係のほうにも一緒に新規就農ということで、酪農関係については畜産林務課になるんですけども、その辺をあわせながら一緒にしていきたいなと思っています。

すみません、失礼いたしました。士別に友人、知人がいらっしゃるかどうかということでもありますけれども、先ほど申し上げた出身住所の関係で、お住まいのことではお話ししましたが、一応道内の方6名のうち管内の人はゼロ名ということで、士別に親戚、友人はいないと。ただ、中に女性の方なんですけれども、中川のほうに実家がありまして、実家に近い士別でのことも考えているんだというお話をいただいております。

もう1点漏れておりました既婚か独身かということなんですけれども、8名のうち、お二人が既婚されています。6名の方が独身、もちろん学生さんも含めてですけれども、独身ということになっております。

以上であります。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 8名の方が相談に来られたということで、この8名の方と、その後連絡等々がもしあるか、ないかを含めてお願いいたします。

○副委員長（国忠崇史君） 寺田主幹。

○農業振興課主幹（寺田和寛君） 残念ながら、その後相談いただいた方に御連絡をとれる内容とか、問い合わせ等いただいております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） いわゆる新規就農については、これから本市にとって貴重な人材になる可能性もありますから、今後とも就農啓発事業など、この事業を含めてどんどんPRをして、何とか新規就農につくように努力していただきたいということを申し上げまして、この質問を終わります。

次に、研修農場整備事業で、今年鷓川町の地域担い手育成センターの研修農場に視察に行っておられます。現在、本市で進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略で創生している事業の農業研修施設整備事業の参考にするためというふうに思いますけれども、この視察をして参考になった点があったのかどうか含めてお伺いしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 栢山農業振興課主査。

○農業振興課主査（栢山賢一君） お答えいたします。

本市の研修農場整備に向け参考とするため、昨年10月に先進地である鷓川町にて、新規就農等受入協議会の取り組みや地域担い手育成センターの取り組みの説明を受けた後、現地で研修農場の視察をさせていただきました。

最初に、鷓川町における就農までの流れですが、地域担い手センターが窓口となりまして、新規就農等受入協議会に登録されている農家にて、2泊3日から1カ月の短期の農業体験を行った後、続ける気があれば、3カ月から3年の長期農業体験に移行し、その後、本人を交えて地域担い手育成センターと受け入れ農家で面談を行い、本人の意欲と適正を見きわめて研修農場に入ってもらい、そこで2年間実践して独立させる流れということになっていることでした。その流れの中でかわりがある新規就農等受入協議会の取り組みといたしまして、農業者が危機感を持って自主的に受入協議会を設立し、町とJAでバックアップしているとのことでした。

次に、地域担い手育成センターの取り組みですが、町、農業委員会、JA、普及センター、指導農業士、農業士の会で構成されており、主に就農者の相談窓口となっていて、農業講習会や就農計画の策定支援等を行っているとのことでした。

次に、研修農場ですが、主にハウスでトマトを作付しており、指導農業士等が技術指導に当たっていて、売上は地域担い手センターの運営費となるほか、研修生にも一部支給しているとのことでありました。全体を通してですが、実際の研修農場の装備として、実際の栽培に必要なトラクターや軽トラック、かん水施設等が整備されており、研修生は作付から管理、収穫、出荷までの一連の作業を実践的に研修することができる点、更に場所がJAの育苗センターに隣接しており、現地でJAの職員に相談ができたり、アドバイスを受けられる点など、立地的にもよい環境が整っていると感じましたし、地域担い手育成センター、新規就農等受入協議会、そして研修農場の3つがうまく機能していて、よい仕組みだと参考になりました。視察の成果を踏まえて、今後の研修農場整備に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 随分参考になった点があるというふうにお伺いしました。

そこで、本市が今計画をしておられる農業研修施設について、現在までの検討経過、それから今後の予定も含めて、できるだけ詳しくお知らせください。

○副委員長（国忠崇史君） 井出経済部次長。

○経済部次長（井出俊博君） お答えいたします。

今年の3月の定例会の中で、大西委員の御質問に対してお答えをさせていただいておりますが、耐震基準を満たしている閉校している中多寄小学校を候補地というようなことで御答弁をさせていただいておりますけれども、仮に、この施設を研修農場というような形で活用した場合という想定のもとでですが、部屋の増設とか、ユニットバスの設置、それからトイレの改修、それからボイラーの改修ですとか、そういったようなことが、研修施設として活用する場合には見込まれるとする改修がどのようなものがあるのかというのは内部で検討してきたところでございます。この施設につきましては、学校という部分で大きな施設でもございますので、研修所というだけのものではなくて、更に合宿というようなものも活用できるのかどうかといったことも含めて、今後考えていかなければならないかなというふうに考えております。

そのほかに研修生を受け入れるに当たっては、カリキュラムの作成ですとか、それから研修メニューなんかも必要になってきますので、これらたたき台の部分必要になりますので、今そのたたき台を作成中でありまして、今後各地域の北ひびきの基幹支所の皆さんと十分協議をしていきたいというふうに考えておりますし、また、地域のリーダであります農協の理事さん、それから農業委員さんなどとも協議をさせていただき、更には研修生を受け入れをしていただかなければならない農家さんの皆さんにも、これから農閑期に入りますので、ぜひお集まりをいただいて要望、それから受け入れ態勢がどういうものになるのか等々、受入協議会も含めて設置するべく早急に進めていきたいというふうにも考えているところでございます。

また、研修農場の運営につきましても市だけでは到底無理でございますので、農協、それから普及センター、共済など関係機関の御意見もいただきながら進めなければならないというふうに考えておりますが、先日、地方創生戦略会議で、この農業未来都市創造が確認をされましたので、その中にもございます、この研修農場の部分がありますので、そういう未来都市創造の中の事業としてこれから進めてまいりたいというような状況でございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 計画と、それから今後の方針についてお伺いしましたけれども、合宿に使うということは宿泊施設、あるいは体育館の改修も含めて、同時にやるという意味なのかと。

もう1点は、研修農場のあり方なんですけど、学校敷地を使うのか、あるいは近郊の農業者に委託をするのか、その辺の検討は進んでいるのでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 井出次長。

○経済部次長（井出俊博君） お答えいたします。

合宿の施設として、この施設が適切かどうかという部分につきましては、まだこれから十分検討しなきゃならないというふうには思いますけれども、研修、合宿の施設とするならば、あそこに4つの教室がございますので、その教室の活用ですとかといったようなことになろうかというふうに考えております。この部分については、今後十分検討したいというふうに思います。

それから、施設の部分ですけれども、あそこにグラウンドがございますので、グラウンドを活用したハウスですとか、そういったものの建設による実習というようなことも考えられるかなというふうにも考えておりますので、そういったことも含めて検討していきたいというふうにも考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 加えまして、当然、この研修農場は、農場の中だけで完結するものではなくて、農業者、あるいはそういった方々のアドバイスだとか、サポートだとかが必要になってきます。特に、多寄においては、サポート多寄がありますので、畑作経営においては、どうしても機械の利活用だとか、そういった部分も必要になってきますから、そういった訓練も含めて地域のそういったサポートをいただきながら育成していきたいというふうにも考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） はい、わかりました。

それで、先ほど言った今後の予定ということでお伺いしたんですけれども、この計画はいつまでに一定の青写真というか、構想ができる予定で今進めているスケジュールについて、最後に伺いたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 井出次長。

○経済部次長（井出俊博君） 今、総合戦略会議で確認をいただきましたので、今後、3月末までにはコンサルタントも含めて、今の構想をまとめ上げるというところに来ておりますが、これちょっと地方創生のほうの関係もありますので、年度末というめどで進みたいというふうにも考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この研修施設については、農業者を初め市民の方が非常に注目している事業の1つだと思っております。それで、経過について、支障のない範囲内で随時公表していただきたいというのが希望であります。そのことを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

G P S 基地設置について美幌町に先進地視察に行っています。この点については、先ほど午前中、村上委員より上士別地区の取り組みについて質問がありましたので、なるべく重複をしないように質問を続けていきたいと思っております。

最初に、視察に行った内容と、その目的についてお知らせいただきたいと思っております。

○副委員長（国忠崇史君） 林農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（林 秀忠君） お答えいたします。

まず、目的につきましては、不足する農業労働力支援対策として、農作業受託組織の設立を推進しているところでありますけれども、GPSの導入によりまして、トラクターの位置情報や圃場の位置情報を活用した作業経路の記録、自動操舵によりふなれなオペレーターの作業技術のサポートができます。オペレーターの確保の促進になることや、それと作業制度の向上、作業経路を他者と共有できるということで、分業化や作業の効率化に効果があるということで、その基地局設置について先進地視察を実施いたしました。

内容につきましては、26年11月19日に、美幌町JAびほろのほうに視察に行きまして、多寄、川西、上士別、温根別の農業者9名によりまして、JAびほろの職員からGPS導入に至った経緯や導入後の状況、また、実際に使われている農業者と我々の士別市の農業者との意見交換などをしてまいりました。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この点について、3月の予算特別委員会でも申し上げさせていただきました。きのう労働負担の軽減や生産コストの提言などに大きな効果が期待できるということでありますから、そのときにも全市的な取り組みを進めるべきだというふうに申し上げました。

そこで、現在、一部の地区で中山間事業を利用して、この導入について検討しているという話を聞いておりますけれども、この内容についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 林主幹。

○農業振興課主幹（林 秀忠君） お答えいたします。

現在の状況をまず御説明しますと、国営の上士別地区でモデル地区として、市で無線配信方式の基地を設置しまして、その他の地区につきましては、今、委員のおっしゃられたとおり、農業者が利用組合を立ち上げまして、中山間事業の活用により設置が進められているところです。本年度につきましては、多寄地区のほうで、JA多寄基幹支所にインターネット配信方式で基地局を設置しまして、現在、多寄、武徳、下士別、北町、中士別8線、西士別の範囲が精度4センチの精度で利用が可能になっております。それ以外の地区につきましては、旧士別市のその他の地域では、精度6センチ、旧朝日では精度8センチの利用で可能になっております。

以上でございます。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） その方式の点なんですけれども、上士別と今回中山間で計画しているのは、インターネット配信方式、上士別とは違いますよね。その違いと、あわせてどうしてインターネット配信方式にしたのか、地元の要望等々とか、あとはコストも含めてのことだと思っておりますけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 林主幹。

○農業振興課主幹（林 秀忠君） お答えいたします。

上士別の無線配信方式とインターネット方式の違いについてでありますけれども、基本的に

基地局を設置するところまで、あとトラクター側につく機械までは一緒でして、基地局とトラクターの間の情報の伝達方式がインターネット、無線のほうは、無線により飛ばしてトラクターと直接やると。インターネット配信方式のほうは、スマホを介してインターネット回線、スマホを介してトラクターに供給するという違いがございます。精度的には変わらないものとなっていて、無線方式を採用している理由につきましては、上士別地区をモデル地区として、先進というか、先行して進めているということで、無線方式をモデルとして採用しておりまして、インターネット配信方式、今回選択した経緯につきましては、インターネット方式によりますと、スマホの通信圏内は全てカバーできるというような広域的に利用できるという利点がございます。その辺の技術的なものが確立されてきていたことから、地元の農業者の方、地元というか、多寄農業者の方が勉強をされまして、こういった方式を採用するべきじゃないかということで視察等をいたしまして実施したところです。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 井出次長。

○経済部次長（井出俊博君） 補足でちょっと説明させていただきます。

国営のほうのモデル地区で実施しております無線配信方式ですけれども、これにつきましては、モデルというような形で北大、北海道大学ですね、北海道大学との連携のもとで、どういった方法でやったらいいのかというようなことで、たまたまその北大の野口先生、野口教授と協議をした結果、先生は、ここをモデルとして無線配信方式を選択したというような中身でございますので、追加して説明させていただきました。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 配信方式、特にこだわらないですけれども、疑問としては、一般的にモデル事業として無線配信方式を取り上げたということになれば、その効果、あるいはコスト含めて、これを全市的に広めようとするのが一般的だなというふうに思います。モデル地区で無線配信方式を取り入れて全市的に広めるときに、インターネット方式に変えた、どうもその辺がちっと理解できないんですけれども、その大きな理由は何なんでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 林主幹。

○農業振興課主幹（林 秀忠君） お答えいたします。

国営のモデル地区として無線を選択したということは、無線の方式になりますと、インターネット回線とか他の要因と言うか、外部の要因なく基地局の無線を通して外を通らずに直接トラクターに情報を伝達できるということがありまして、インターネットのトラブルとか、そういうことがない中で、ロボットトラクターの実験とか、そういったものが安定的にできるという電波の問題で無線方式をモデル地区では採用したという経過がございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） モデル地区でやったのは、いわゆる無人操作に使うので、無線配信方式の

ほうが効果的だということをやったと。ほかの地区はそこまで至らない。ただ、インターネット方式で、その操作だけをするということインターネット方式を採用したということではないでしょうか。そういう理解ですか。

○副委員長（国忠崇史君） 林主幹。

○農業振興課主幹（林 秀忠君） インターネット方式でもロボットトラクターとか、無人運転というのは技術的に可能ではあるんですけども、今、北大の野口教授のほうでやられている試験の関係上、ほかの要因が試験の中でインターネットの不安定とか、そういうものを取り除いた中でやったほうが試験的に確実にできるということがあって、モデル地区では無線方式ということになっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） はい、よくわかりません。

それで、中山間事業で今進めているんですけども、恐らく農業者に対して説明をして、費用負担もありますから説明をして希望を上げてもらおうと、そこに、その人方がこの方式を採用するということだというふうに思うんですが、先ほど言った地区の中で何戸の農家が希望をしているのか。

それから、トラクターに限らず、例えば田植え機だとか等々も含めてあるんだと思うんですけども、今回のインターネット方式でやる、中山間事業でやるこの方式については、トラクターに限定をしているのかどうか、その辺も確認をしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 林主幹。

○農業振興課主幹（林 秀忠君） お答えいたします。

まず、利用状況についてですけども、アンケートというか、利用状況、現在多寄の基地局を立ち上げたときの立ち上げ時の構成員というか、人数につきましては4名となっております。その後、利用が増えるというような見込みのほうは聞いておまして、来春には10名ぐらいになるんじゃないかということでは、利用組織のほうからは聞いております。

あと田植え機とかコンバイン等、トラクター以外の機器につけられるかどうかという点につきましては、GPSのガイダンスシステム自体は、ほかのものにもつくように聞いておりますので、ただ、取り付け方法とか、今後どのようにしたらいいのかというような、なかなかトラクター以外でつけているという事例がないものですから、その辺はメーカー等と利用者の希望を聞きながら検討というか、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この方式、3月に申しあげましたけれども、今回も申しあげておりますけれども、非常に大きな効果が期待できますので、その辺をきちっと説明をして、これを普及させてほしいと。先ほど言った地区にとどまらず、全市的な取り組みとして進めてほしいという

ことを申し上げまして、この質問を終わります。

続いて、種子馬鈴薯採種圃設置事業についてお伺いしたいと思います。

26年度で種子馬鈴薯が本市で、3戸で830アール、8町3反の作付がありました。言うまでもなく馬鈴薯については、本市の畑作物の中で重要な作物の1つであります。26年度の食用馬鈴薯の作付実績を見ますと110ヘクタール程度、約110ヘクタール程度だというふうに思いますけれども、この種芋がカバーする面積が約61%というふうに聞いています。あとの残りは当然管外から導入をされているわけでありましてけれども、種芋は植物防疫法に基づく管理、あるいは道の種馬鈴薯生産販売取締条例などによってしっかり管理をされているということと、最近生産者が高齢化によって面積が減少しているという経過にあります。ピークで恐らく20町ぐらいの種芋生産があったわけですが、今、昨年からも1町以上減っていますし、26年、先ほど言いました8町3反程度ということで、このまま推移すると、種芋生産者が皆無になる心配があります。安定的に馬鈴薯生産の上では基本となる種芋の生産が欠かすことができないかと。全道的に見ましても生産者の高齢化によって面積が大きく減少しているというのが実態であります。このまま推移すると、馬鈴薯生産に大きな影響があるということでもありますので、この事業について、10アール当たり1万円ですか、作付面積に応じて支援をしているということですが、このことも大事なことでありますけれども、今後、この種芋の生産を安定的に確保するためには、特にJ Aと協議をして、更に北海道初め関係機関と基本的な協議を進めて、この種芋生産に有効な対策を打つべきだというふうに思っています。これに対する見解をお伺いしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 今、大西委員のほうから話があったとおり、畑作経営、とりわけ本市はビート等含めて根菜類として重要な作物ということで位置づけておりますから、輪作体系上も欠かすことのできない作物というふうに認識しております。生産者もピーク時から比べれば、種子馬鈴薯の生産者も減ってきているという状況でありますので、これは抜本的な部分で、やっぱり高齢化だとか、あるいは労働者の不足だとか、労働力不足だとか、いろいろな要因が重なって今日まで減ってきているんだろうというふうに考えておりますので、ここを乗り越えてある程度安定的に種子を確保していくために、当然J Aと、あるいは北海道と協議を進めていきたいというふうに考えておりますし、この部分については、馬鈴薯のシストセンチュウだとか、そういった問題も各地で出ておりますから、抜本的な対策を含めて、そういった防疫体制も含めて今後北海道と連携を図りながら、あるいはJ A生産連と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今、経済部長が言われるとおりでというふうに思います。

それで、これは暗に種芋生産農家に面積を増やしてくれと言ってもなかなか困難であります

から、まず、一番先は所得の確保が重要でありますし、次、この扱いについては、従来は秋に収穫した種芋を、その年に、馬鈴薯の生産農家に渡して、生産農家が個々に貯蔵したという経過がありますけれども、最近は翌年に配布するということですから、この貯蔵に係る負担、それからもう一つは、収穫をして選果をする負担などがありますし、もう一つは、先ほど言った防疫法に基づいて管理されていますから非常に手間がかかるという作物なんで、先ほど言ったように、この実態を承知して根本的な対策が必要だというふうに思いますので、これを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副委員長（国忠崇史君） 農業費について、ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私のほうから、めん羊振興事業について質問させていただきたいと思います。

皆様御承知のとおり、土別と言えばサフォーク、サフォークと言えば土別、そして今年は更にひつじ年ということもありまして、平成26年、27年度とPR事業のほうに市のほうも大変力を入れて推進しているところでございます。

そんな中で、私も実際にPRという部分ではあちこち現場に顔を出して見ているんですけれども、インターネットの普及とか、スマートフォンの普及も含めて効果があるのかなということで、ここ数年本当に飛躍的に販売売上のほうも伸びているという、そんな感じを非常に感じております。そういったことを考えますと、今後の生産の部分でまだまだ土別も課題が残っていると思いますので、そういった観点から今回幾つか質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず初めに、ここ近年における羊の出荷頭数の推移についてということで、成果報告書には市内出荷分で過去3年ぐらい見ましても150頭は出ているというのはわかるんですけれども、市内外も含めて、実際に土別市産のサフォークの羊が出荷されている頭数をお知らせください。

○副委員長（国忠崇史君） 上川畜産林務課主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

近年における出荷頭数ですけれども、24年度から26年度までの3カ年の推移と市内、市外の出荷状況につきましては、部位ごとの販売などありますので、1頭で販売できないケースもあるため、おおむねの割合でお答えさせていただきます。

まず、24年度の出荷頭数につきましては418頭で、市内が50%、市外も50%となっております。25年度の出荷頭数につきましては475頭で、市内が46%、市外が54%であります。26年度の出荷頭数につきましては555頭で、市内43%、市外57%となっているところでございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、ありがとうございます。

出荷頭数も増えているということが見受けられるのかなと思いますが、そこで、成果報告書を見ますと、飼養農家、農家の戸数も記載されているんですけれども、26年度の成果報告書で

は、これまで、ここ近年6戸の生産者がいらっしまったんですけれども、5戸になったということで、それにおける出荷に対する影響とございますか、そういったものはあったのかどうかお知らせください。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

飼養戸数につきましては、25年度が6戸でありまして、その後、法人2戸が休止をしまして、27年度には4戸となる見込みでありました。そのような状況ではありましたが、めん羊牧場で勤めていた方が、法人が取りやめた畜舎を借り受けまして新たな飼養農家となったことで、現在飼養農家は5戸のままとなっております。市におきましても、就農時に多額の初期投資がかかるということもありまして、その負担を軽減することを目的に補助制度を設けまして、今回就農時に、めん羊等にかかる費用については支援したところでございます。今回につきましては双方タイミングが合ったということもありまして、居抜き継承が円滑に進んだところでございます。総体的な頭数についてはおおむね維持されまして、供給体制への影響は小さかったものと考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、わかりました。そのまま引き継いでやっていただいているということですね。

それで、そこで今後の展望とございますか、士別市におけるサフォーク種をどのくらい拡大させていくのかという観点で少し考えてみたいんですけれども、今年27年度も現状的に市内販売、市内流通の部分が予想以上に販売が伸びているというお話も聞いていますし、なかなかその士別産のサフォーク肉が手に入りづらいと、そういった声も少し耳に入るようになりまして、今後、その生産体制含めまして拡充とございますか、少し大きくしていかなきゃいけないのかなという考えも持っております。

そこで、今御答弁いただいた中で、今年度から新たな補助金を出している、そういうことも踏まえまして、今後頭数を増やしていくにはどうしたらいいのかというような内容なんですけれども、さきに行われました常任委員会でも、この地方創生総合戦略の中ですけれども、飼育頭数のこれからのK P Iですね、目標値も書いていますし、あと戸数も書いていたんですけれども、この戸数見ましたら、委員会のときも質問させていただいたんですけれども、今年度は1件増えたということわかるんですけれども、2016年、17年、18年、19年と、2017年を抜いては毎年1つずつの生産農家を増やしたいんだという目標になっております。

それで、今御答弁いただいた士別市サフォーク種めん羊生産基盤整備費補助金交付ということなんですけれども、実際にこういった内容の補助が今年の6月からですか、5月からですか、実施されているようなんですけれども、実際に新たにめん羊を飼おうと思ったときに、なかなか設備投資も正直相当かかると思いますし、先ほどの目標値のK P Iのほうにもかかわってくるん

ですけれども、なかなか簡単に1戸ぐらいつつ生産農家が増えるともちよっと思えないんですけれども、今の段階で市としてはどのような考え方をお持ちでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 井出次長。

○経済部次長（井出俊博君） お答えします。

地方創生のKPIも含めて、今後どのように新規飼養者を増やしていくかという部分だと思いますが、今、委員おっしゃられるとおり、そんなに簡単なものではないというのは十分認識しております。

ただ、過去士別市が進めてきておりますサフォークランド士別というまちづくりにおいて、この羊、サフォーク種を守っていくことは大前提の中でまちづくりを進めていかなければならないというふうに考えておりますので、この部分、新規飼養者を増やすための方策としては、1つは、地域おこし協力隊が、今制度がありますけれども、今も、現在2人の方の地域おこし協力隊がいらっしゃいますが、この方が今後新規に独立をしていく、または来年以降も、地方創生の中に組み込まさせていただいておりますが、新たな飼養羊舎の建設ですとか、そういったことも含めて地域おこし協力隊も活用しつつ新規飼養者を増やしていきたいというふうな考え方です。

これに基づいて、飼養頭数のほうも今現在よりも性雌頭数を多くしていくことによって生産頭数も増えていくというような中で、今の供給体制よりも強化ができるのではないかなというふうな中で考えてきております。これについては、羊と雲の丘観光株式会社が今大きくやっておりますので、そこをベースに考えていければなというふうにも考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、ありがとうございます。

実際、今年度から始まった補助金の関係ですけれども、例えば今お話があったように、今地域おこし協力隊でいらっしゃる方が独立するといったときに、例えば新たに自分で事業を始めるときに、もちろん羊舎もそうですけれども、例えば羊も買わなければいけない、当初ですね。全て初期投資でかかる費用に対して、例えばこの補助金を利用したと、それでも例えば足りない場合は当然借入れをするような形になると思うんですけれども、じゃそれ何年で償却できるのかと考えたら、正直その羊に関しては、やはり生産性が低いものですから、なかなか難しいものもあるのかなと思うんですよね。

そういった意味で、せっかく前段この補助金のお話も説明いただきましたが、すごく有利な、ほかの町と比べたら有利だということもよくわかるんですけれども、実際にやる方にとって、それで本当にやっていけるのかということも改めて協議をしながらやっていかないと、なかなか生産量を増やしていくということが難しいのかなと思うんですけれども、今年できたばかりのこれは要綱ですね。ですけれども、少しそういった部分を含めて、今後一番近い方で言うと、多分地域おこし協力隊の方が近いうちに独立される可能性は高いと思うので、そういった

方含めて、実際にやる場合、可能なかどうかというのも含めて、また更に検討していただいたらいいんじゃないのかなと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

私のほうから、補助の制度なりを説明させていただきます。

市の補助もありますけれども、国のほうでも畜産クラスター事業などで支援制度を設けておりまして、また、家畜の施設であったり、排泄物の管理施設であったり、整備できるものでありまして、対象としましては、一定規模以上であったり、畜産を主として営むのか、あとは農業法人などの多くの要件はあるんですけども、めん羊農家も支援対象にはなっているところでございます。

市の補助につきましては、新規飼養者の確保と育成ということで、小規模から受けられる制度として創設をしているところです。主なこの制度の対象としましては、常時20頭以上のサフォーク種めん羊の飼養をするものとしまして、内容としましては、飼養管理する畜舎の建設、または改修、取得に係る経費の2分の1以内の額で補助限度額が150万円、農業用車両等の購入に係る経費の2分の1以内の額で補助限度額が150万円、めん羊導入に係る経費の3分の2以内の額で補助限度額が250万円ということになっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 井出次長。

○経済部次長（井出俊博君） お答えします。

今の新規就農者の就農した後の経営の部分ですとか、そういったことに関してですけども、当然めん羊だけの専業というのはなかなか厳しいというのは、委員も御存じだというふうに思っております。この部分につきましては、やはり専業だけではなくて、副業、他業種または農業の部分、例えばハウスを使った施設園芸ですとか、そういったことも含めて複合的にやるべきかなというふうにも考えております。めん羊の部分につきましては、夏場は昼間の時間帯というのはある程度時間がとれますけれども、冬場になると、出産時期のピークが入りますので、冬場がすごく忙しい時期というふうになりますので、そういった意味では夏場の農業に取り組む、または農業に係る収益によって1年間の経営が成り立つというようなことも考えられますし、そのほかに他業種もあわせて、幾つかの業種を組み合わせると1年間というようなことも考えていかなければなかなか難しいかなというふうに思っていますので、そういう部分は今後新規就農される方々とも、ともに一緒に考えながら経営については進めていかなければならないかなというふうにも考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 農業費について、ほかに御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） バイオマス資源堆肥化施設の管理費についてお伺いをしたいと思いますので、お願いいたします。

まず、この施設、生ごみ、野菜残渣、下水汚泥を堆肥化にして、循環型社会の形成に向けてということでスタートしました。26年度が1年間フルに活動したと、動いたということで、それで、その実績をもとにお聞きをいたします。

その前に、この施設、供用開始以降に、この施設の本体である機械、加圧混練機なんですけれども、これを途中で入れかえたというふうにお聞きをしたんですけれども、その本体の機器を入れかえなければならなかった要因と、それに関する費用負担は一体どこでやったのかお聞きをしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 上川バイオマス資源堆肥化施設主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

堆肥化施設の加圧混練機は、原料とおがくずなどの副資材を同時に投入する機械でございます。プラントの中心となる設備でございます。施設では供用開始当初から士別下水処理場と朝日浄化センターの下水汚泥を受け入れておりましたが、このうち士別下水処理場の下水汚泥は、事業者が想定していた以上に粘性が強く、機械内に押し込むスクリーに汚泥が巻きつき、処理に苦慮したところでございます。その後、建設事業者は投入量や副資材をかえるなど対策を施してきたところですが、一向に改善されない状況でありまして、平成26年2月に、建設事業者から加圧混練機の一部を改修したいとの申し出がありまして、押し込みスクリーを1本から2本に増やす改修をしたところでございます。この改修によりまして、2つのスクリーが重なることで付着が取り除かれ、機械内に押し込むことができるようになったものでありまして、その後は適正に処理ができていますのでございます。

その費用に関しましては、堆肥化施設の建設に当たって、総合評価、一般競争入札による設計施工一括発注方式を採用し、建設事業者は処理能力など性能保証事項を保証する責任を負うものとしておりまして、その期間につきましては、性能確認後730日としているところでございます。今回は保証期間中でありましたので、保証事項の処理能力と処理機能を満たすことができないという事例でありましたことから、建設事業者の責任で改修工事を行いまして、その生じた費用につきましては、建設事業者が全額負担したものでございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 総合評価方式によって、設置事業者の責任においてということで取りかえていただいて、その後スムーズにいられているようですので安心をいたしますが、ただ、その一部を入れかえたということになると、当初計画をしていた、例えば維持管理費なんかの数字も計画とは違ってくるのかなというふうに思いますが、1年間フル活動した結果、特に、モーターやなんかがよく使っていますので、電気料金や冬場に使う軽油使用料など、当初計画との比較はどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

維持管理費につきましては、まず、電気、軽油ということですが、単価が変動を生じておりますので、これにつきましては数量でお答えさせていただきます。

まず、電気の使用量につきましては、提案が13万9,377キロワットアワーで、実績につきましては17万6,220キロワットアワーとなっております。3万6,843キロワットアワー増加しております。その要因としましては、プラント稼働に係る電気使用量のほか、袋詰め機や休憩室の暖房などの電気使用量が増加したものと考えております。

また、この加圧混練機の改修によるものかということですが、加圧混練機のモーターはそのまま利用しております。改善によってスムーズに処理ができることによってモーターの負荷が低減されたということもありますので、改修による影響はなかったものというふうに考えているところです。

軽油の使用量につきましては、6,480リットルで、実績が8,836リットル、2,350リットルの増加となっております。その要因としましては、小型ホイールドーザーを1台増やしたことによる燃料使用量の増加というふうになっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 使用量でお答えをいただきましたけれども、それも金額にすると、そうそう大きな差はなかったんだというふうに思っております。

3点目なんですけれども、1年間フル活動して、実際生ごみなどの原料の受け入れがその計画と実績、そして、それででき上がった堆肥生産量の実績なんかもお聞かせいただきたいと思っております。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

原料につきましては、まず、家庭系生ごみにつきましては、計画が1,330トンで、実績が1,060トン、計画量の80%に減少しております。事業系生ごみにつきましては、計画1,215トンで、実績が670トン、計画量の55%となっております。野菜残渣につきましては、計画が419トンで、実績が900トン、計画量の111%に増加しております。剪定芝、計画191トンで、実績が43トン、計画量の23%に減少しております。生産実績ですが、生ごみ堆肥のキッチンリぼんは120トンで、下水汚泥堆肥のエコみち君は385トンとなっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今、生ごみ、野菜残渣、剪定芝をお聞きしたんです。下水汚泥、出てきました。

○副委員長（国忠崇史君） 数字の部分はゆっくりしゃべって構いません。上川主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

下水汚泥につきましては、計画が808トンで、実績が900トンで、計画量の111%に増加をし

ております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 当初計画等の中で、相当その区分によっては差があるんですけども、例えば生ごみの事業系が55%というのは、これだけ大きく減った要因というのはどういうところにあるんですか。当初の計画が甘かったのかもしれませんが、どこら辺が55%にとどまったというふうに考えていますか。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

事業系生ごみの計画量を下回った要因ですけれども、当初、食品加工場から出てきた生ごみについては、この計画量のおおむね半分程度入ってくる見込みを立てておりました。そうした実績をもとに追っていたんですけども、実際始まるころには、その食品加工をしている会社の事業が縮小したことによりまして大幅に減少したことが一番大きな要因というふうに考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） それから、この施設、生ごみや下水汚泥、特に下水汚泥からできた堆肥は国の基準内といえども圃場に適さないという部分もあるということから、数年かけて、その圃場での調査をするというふうに言うておりましたが、その調査のほうと、2年になるんですか、1年しかたっていないところあるんですけども、その結果と、あわせて、この施設の建設時から地元では相当気にをされていた臭気問題も心配されていまして、これまでの臭気検査の結果等あわせてお聞きをしたいと思えます。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

まず、堆肥の施肥による土壌への重金属の蓄積に関する部分ですけれども、措置調査につきましては、平成26年度から同一圃場等で堆肥の散布前と散布して作物を栽培した後の土壌を採取をしまして、重金属8項目の調査を実施をしているところでございます。調査につきましては、3年程度かけまして状況を把握していくこととあります。その分析の結果につきましては、まだ1回目ということで確定ということになりませんが、上がっているものがあれば、下がっているものがあるような状況というふうになっております。

次に、臭気調査の結果につきましては、施設整備に当たりまして、施設からの臭気については、悪臭防止法に基づく市区域相当を独自の規制値としまして遵守するということになっております。臭気調査につきましては、アンモニアなどの23項目が対象となっております。施設の開口部を全て開放して、堆肥の切り返しを行って臭気が一番出るような状況をつくって調査を行うものです。これまでに6回調査を行ったところ、いずれも基準値を下回る結果というふ

うになっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 臭気のほうは基準内ということでもいいんですけども、圃場の重金属の数値が上がっているものもあれば、さがっているものがあるということでしたので、引き続きその調査の継続をお願いしたいというふうに思います。

次なんですけど、堆肥となつてでき上がったキッチンリぼん、エコみち君、この2つの製品の出荷量と販売実績についてお伺いをしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

出荷量と販売実績ですけれども、まず、キッチンリぼんにつきましては、出荷量は98トンで、このうち販売量につきましては、ばら売りで46トン、袋売りで47トン、袋の数にしますと2,933袋となっております。総重量としまして93トン販売をしております。売上額につきましては91万7,000円であります。下水汚泥のエコみち君の出荷量につきましては280トンで、このうち販売量につきましては、ばら売りが128トン、袋売りで4トン、袋の数にしますと240袋、総重量で132トン販売をしております。売上については26万8,000円となっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） さっき聞いた生産量から今の出荷量、販売量をお聞きすると、エコみち君のほうも相当、俗に言う売れていない、出荷されていないということなだけで、エコみち君とキッチンリぼん、それぞれ単価を変えているんですけども、やっぱり売れ残っているほうのエコみち君の単価、これをやっぱり見直しをしていく必要があるんじゃないかと、売れていけばいいですよ。残っているということであれば、やっぱり単価の見直しをすべきじゃないかということ。もう一つは、残っているんだったら、公共施設にもっと活用していく、例えば自治会の花壇なんかにもどうぞお使いくださいということは無償配布をして、それも市民還元用になるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこら辺の扱い方というのもひとつできないものかお聞きをしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 鶴岡バイオマス資源堆肥化施設長。

○バイオマス資源堆肥化施設長（鶴岡明浩君） お答えします。

卸売販売価格につきましては、同様の商品の小売価格を参考にして設定しておりますので、現時点では適正なものかと考えております。

次に、公共施設の利用につきましては、堆肥化設備の引き渡しに限り一部公共施設や学校の花壇等に利用されておりますので、さらなる利用拡大に努めたいと思っております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君）　今もそれで適正価格だと思ってやっているんだけど、売れ残っているところから、そこに問題がないかということなので、今すぐ下げますとか、何か結構ですけども、ぜひ売れ残って、残っているんだったら、それは正直言って聞けなかったけれども、水分調整剤に使っているんだろうと思います。だけれども、どんどんそれが残っていったら、どこか処理しなければいけないので、なおかつ、ちょっと春先見たら、今年あれだけでも、結構ストックヤードも別につくっていないので満杯だったんですよ。だから、つくっていかねばいけないんだけど、それが出ていかなければどんどん残っていくので、そうなれば、もっと売れやすくするために単価を下げるとか、もっと市民還元用に、自治会の花壇の中に無償配布で使ってくださいということを今後考えていってはどうかということをお聞きしたんですけども。

○副委員長（国忠崇史君）　金経済部長。

○経済部長（金　　章君）　この下水汚泥を堆肥化したエコみち君につきましては、まだまだなかなか市民に浸透していない、あるいは先ほども担当のほうで話しましたとおり、圃場の重金属の動向がどうかということで、一般の農業者にも利用に至っていないという状況で残っているということが大きな要因だというふうに思います。これが畑作、あるいは野菜等でも使えるようになれば、かなり利活用としては扱いやすい堆肥ですので、そういった部分では利活用していただけるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、安心して利活用していただけるような調査をこれからも引き続きするとともに、先ほど話しました公共施設の関係につきましては、これまでもパークゴルフ場だとか、そういった部分の利用もしていただいておりますし、当然今後環境生活課とも協議をしながら、その自治会での活用だとか、そういった部分の道を開きながら安心して使ってもらえるような形をつくっていきたいというふうに考えておりますし、あわせて単価の部分につきましては、そういった背景がありますから、今しばらく現行の単価で進めさせていただきながら、農業者の利活用状況等を見据えながら、そのときに、将来的に単価の動向についてまた考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君）　農業費について、ほかに御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君）　私のほうからも、そのバイオマス資源堆肥化施設管理費に関する質問をさせていただきます。

これは決算書のほうにJ-クレジット関係のが出ております。これは予算を多分使わなかったということですので、予算書のほうにはのっておりませんが、26年度の途中にJ-クレジット登録になったという御報告も受けております。この決算のほうの成果報告書にはJ-クレジット制度方法論承認、J-クレジット制度プロジェクト登録ということで記載されておりますが、まず初めに、改めてこのJ-クレジットという、この制度について御説明を願いたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

排出量取引制度でありますJ-クレジット制度につきましては、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に取り組む中小企業や自治体などが、法律により温室効果ガスを削減したい大企業や商品に環境という付加価値をつけたい企業などに、国の認証のもとクレジットという二酸化炭素を売買する仕組みでございます。これまで大企業などは削減目標を達成するために、国外から排出権を購入し、国外に資金が流れておりました。この制度によって、国内での資金循環を促して、中小企業や自治体などの省エネや森林管理などの投資を促進するなど、環境と経済の両立を目指す制度として設けられておまして、この制度の期間につきましては、平成32年度までとなっております。J-クレジットの実施に当たりましては、国で認定した排出削減・吸収の考え方が示された60の方法論に基づいて行わなければならないというふうになっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） いわゆるカーボンセットという考え方だと思うんですけども、実際これ登録、国の認証する制度ということで今お聞きしましたけれども、この登録によりまして具体的にどんなような効果があるのか御説明いただきたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

今回、計画の承認を受けましたJ-クレジット制度ですけれども、本市の取り組みについては、食品廃棄物等の埋め立てから堆肥化や処分方法の変更ということで、埋め立てた場合と堆肥化した場合のそれぞれの排出量を算定しまして、その差が削減量になるものでございます。クレジットの認証発行については、平成32年を予定しておまして、クレジットは489トンCO₂を見込んでいるところでございます。

今回、クレジット認証を受ける効果としましては、一番大きなものとして、クレジットの売却により資金が得られるということがひとつ上げられるかと思っております。

2つ目に、認証を受けることで削減量が見える化されて、本市の積極的な地球温暖化対策への取り組みをPRできるということがございます。このクレジットの利用方法の例としまして、市内のイベントで発生する温室効果ガスを、例えば堆肥化による削減量を充ててカーボン補正等すると、二酸化炭素を排出しないイベントにすることが可能となります。イベントの価値の向上や市民への啓発の効果が期待されるものでございます。

3つ目ですけれども、市内に進出している企業に購入してもらいますと、企業の温暖化対策の推進であったり、環境貢献において本市との関係強化が図られるものと考えられます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 資金を得られるということで、これ具体的にまだその段階まで行っていないということなんで、実際、その489トンを買って全部売却したら幾らになるかという、そこまでの段階にはまだなっていないということですね。

○副委員長（国忠崇史君） 上川主査。

○バイオマス資源堆肥化施設主査（上川 学君） お答えいたします。

クレジットの売却価格につきましては、クレジット市場で1トン当たり何ぼということで取引単価があるんですけども、それはそれぞれ売買において交渉で決まるため公にはなってはおりません。ただ、一般社団法人、低炭素投資促進機構では、クレジット量が1,000トンCO₂以上の場合、1トン当たり500円の価格が提示されておりますので、その価格が目安になってくるものかというふうに考えております。

今回、堆肥化施設の排出量クレジット化された場合については、おおむね500トン程度なので、500円にしますと25万円ぐらいの収入が得られるものと考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、J-クレジットと、今のこの堆肥化施設だけじゃなく、いろいろなことが対象になってくるかと思えます。士別市は旧朝日町、旧士別市合併して旧朝日町の広大な森林も有するわけですけども、そういったことも含めて、今後の本市としてJ-クレジットを拡大していこうというお考えがあるのか、ないのか、その辺をお答えいただきたいと思えます。

○副委員長（国忠崇史君） 鶴岡バイオマス資源堆肥化施設長。

○バイオマス資源堆肥化施設長（鶴岡明浩君） お答えします。

J-クレジット制度につきましては、提出書類の作成や審査を受けるには業務委託する必要がございます。その費用につきましては、80万円程度かかると伺っております。このため、国ではJ-クレジット活用を推進するため支援制度を設けておりますが、支援要件や回数などに制限があります。このため、国の支援を受けられない場合は、相当量のクレジットの売却を見込まなければ経費を確保できないのが現状であります。本市では、今後も環境負荷の低減や省エネルギーも考慮しながら各種取り組みを進める中で、この取り組みがJ-クレジットに適合する場合、国の支援などの費用効果を踏まえながら、J-クレジットの登録を検討したいと考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうですね、取る費用と売却の費用もありますので、かけるだけかけて、それほどでもないというのも困るんですけども、制度自体は悪いことじゃないので、費用対効果を考えながら、ぜひ今後拡大に向けて進めていただきたいと思えます。

それでは、もう1点、ちょっと基本的なことをお聞きしますが、このバイオマス資源堆肥化

施設というのは、当初議会の説明の中でも指定管理を想定するという話で事業を計画していましたが、結果的に今直営でやっております。これは今後指定管理、いずれ指定管理の方向に進めたいんだという方向を今でもお持ちなのか。また、当時、指定管理を断念した原因があると思いますけれども、その辺のことも含めましてお答えいただきたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 鶴岡施設長。

○バイオマス資源堆肥化施設長（鶴岡明浩君） 私から、バイオマス堆肥化施設の指定管理に向けた現在の経過についてお答えさせていただきます。

バイオマス資源堆肥化施設は、川西町の北ひびき農業協同組合めぐみの土別に隣接して建設することから、整備計画の段階においては、北ひびき農業協同組合の指定管理による運営を想定していたところでございます。市では指定管理の導入について検討を進めてきたところではありますが、適正な廃棄物の処理や堆肥の販路確保など体制が確立し、運営が安定するまで直営にて運営することといたしました。現在、堆肥化施設が稼働してから3年目に入り、廃棄物の処理において安定的な処理体制が構築されつつあり、堆肥の生産、品質の平準化も順調であります。安定した販路の確保が課題となっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 今後の指定管理の部分については、私のほうから答弁させていただきます。

先ほども松ヶ平委員の質問で答弁いたしましたとおり、この部分については利用する堆肥の部分、いわゆるエコみち君とキッチンリぼんでありますけれども、この部分の毎年、毎年堆肥の製造に当たっては堆肥の成分検査だとか、そういった部分を行ってきております。また、土壌に還元した場合の土壌の影響だとか、それから臭気調査だとかといった形で行ってきておりますけれども、ここが安定的に、そして堆肥の販路についても安定的にいくといった状況の中で、今度指定管理のあり方について考えていきたいと思っておりますので、当面は直営で運営していくというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） こちらもそうですし、今環境センターを建築中でありますけれども、他の自治体、こういった、特に最終処分場、ごみ含めて、収集等々も含めまして民間に、いわゆる指定管理含めて委託をしているという形が非常に今多くなっていますので、この環境センターも含めまして、一体的に今後可能なものは民間の活力を導入していくと、そういった全体の考え方についても含めてちょっともう1回御答弁いただきたいと思っております。

○副委員長（国忠崇史君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今、バイオマス施設については、経済部長から答弁を申し上げたとおり、販路を含めている

いろな要素を検討しながら引き続き検討ということで、ただいまは井上委員のほうから環境センターも含めるという話がございました。1つに、これまでも指定管理制度ということではガイドラインを設けつつ、民間にお願いできるところはしていこうということでありまして、その中では、例えば行政がやるよりも、より広い効果なりも期待できる場合もありますし、また、経費等の面でも、民間ノウハウによって節減を図れると、こういったこともあろうかと思いません。

一方で、やはり市民の生活にいろいろ直結する部分にかかわるものについては、これはいろいろな角度でまた検討も必要だと思っています。したがって、確かにその廃棄物処理施設を含めて、他市においてもいろいろな形での運営形態、これ導入されておりますけれども、本市は本市なりの中で他の状況なんかを見ながら、一方では市民生活に密着する部分、どういうあり方がいいのかと、トータルの面でこれは検討して、今お話あったことも含めながら今後検討してまいりたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） それでは、第2項林業費について御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、林業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業について質問させていただきます。

ここで、ヒグマ捕獲用箱わな管理業務80万という内容になっておりますけれども、これの内訳、内容について、まずお伺いしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 木村畜産林務課主査。

○畜産林務課主査（木村哲晃君） お答えいたします。

ヒグマによる農業被害の防止と市民の安全確保のため、平成22年度から北海道猟友会士別支部へヒグマ箱わな管理業務を委託しているところでございます。委託内容につきましては、ヒグマの目撃が多発し、被害が集中している場所に設置しました箱わなの巡回が主な内容でありまして、朝日地区、上士別地区、温根別地区、それ以外の地区の計4地区におきまして、1地区当たり1日4,000円の委託費となっております。平成26年度の実績につきましては、朝日地区で4カ所、上士別地区で4カ所、多寄地区で1カ所の合計3地区9カ所へ箱わなを設置しているところでありまして、7月30日から10月31日までの設置期間におけます延べ設置日数は222日となっております、決算額は88万8,000円となっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 9カ所の箱わなで1日4,000円の管理料ということだと思いますけれども、猟友会の皆さんに委託をしているということなんですが、猟友会の皆さん、本業を持ちながらの管理業務だというふうに思います。この4,000円が適正なのかどうかという判断をどうしたのか、その根拠をちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 鶴岡畜産林務課長。

○畜産林務課長（鶴岡明浩君） お答えします。

4,000円の根拠につきましては、わなの数につきましては複数ございますけれども、基本的に1地区を巡回するに当たり、1回当たりの車の燃料代、消耗品、その他運転手に係る経費等を勘案して巡回1地区当たり4,000円としております。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） いわゆる係の実費を参考にして算出したということなんですけれども、先ほど言ったように、猟友会の皆さん、本業を持ちながら、その暇を都合してこの管理業務に当たっているということですから、実費だけでその管理業務を委託するということは、私個人としてはちょっと少な過ぎるんでないかという気はしますけれども、その辺の見解はどうでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 鶴岡課長。

○畜産林務課長（鶴岡明浩君） お答えします。

確かに、このわなの巡回につきましては、基本的に万が一わなにかかった熊がいた場合の処理につきましては、また別経費となりますけれども、それ以外にも、経費的にはかかる、猟友会には御負担がかかっているものかと思っております。だからと言って、ほかにそのような有害鳥獣、特に熊に関して対応できる組織的なものはございませんことから、猟友会のほうにお願いをしているところでございます。経費につきましては、現在のところ4,000円が適切とは考えておりますが、今後もそのような価格が適切かどうかについては、猟友会とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今言われたように、猟友会としっかり向き合って協議して、この辺適正な、いわゆる報酬を決めていただきたいというふうに思います。

それから、箱わなの件なんです、9カ所今設置しているということなんです、箱わなも相当作成から年数が経過をして、一部老朽化をしているという話を伺っております。それで、熊の生態詳しくありませんが、熊が学習能力あるかどうかわかりませんが、外から容易に箱を曲げて餌をとるという話を聞いております。それが事実だとしたら、この箱わなについても新しくつくるか、あるいはしっかり補強するか的手段が必要だというふうに思うんですが、この点は熊が容易に外から餌をとってしまおうという事実があるのかどうか。それから、先ほど言ったような、その後の処理についても、あわせてお願いをいたしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 鶴岡課長。

○畜産林務課長（鶴岡明浩君） お答えします。

まず、熊がわなを壊してしまう、そのような事例につきましては、当時市のほうで平成21年に6基を購入した際にかけたところ、想定よりもヒグマの力が強いということで、おりの枠について変形したという事例がございます。これにつきましては、その後、わなの枠の部分に補

強なりして対応したところでございます。

また、その次にありました外から餌をとられるという事例につきましても、その当時、そういう事例はございました。それにつきましても、その時点で餌のある近くにつきましても、網を張って侵入できないような形で対策をとっております。その後、今年度に入りまして、今度はわなの上部から手を入れてた餌を引き上げるというような事例がありました。これにつきましても、上の部分に更に網を張るなどして対応するようにしております。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 要するに、横から、上から手を入れてやると、通常そんなに簡単に、熊の大きさによりますけれども、簡単におりの中に手を入れるということではできないんだというふうに思いますけれども、これは網でカバーするという、そんな手段で果たして熊大丈夫なんですか。これちょっと疑問なんですけれども、その辺ちょっと確認させてください。

○副委員長（国忠崇史君） 鶴岡課長。

○畜産林務課長（鶴岡明浩君） このわなの本体につきましては、外側の枠と、あと中の鉄線の、いわゆるおり状の形のものでできております。そのおりの鉄管につきましては、十分な補強はされております。ただ、その間につきましては、一定程度の間隔がございますので、その部分に熊が手を差し込むというような形になっております。したがって、手が差し込めないように、餌の回りの部分につきましては、鉄の網で覆っているというような形になっております。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） その処置をしているということはよくわかるんですが、その熊がおりの中にうまく捕獲をしたと、先ほど言ったように、猟友会の皆さんが管理に行くわけですね、その外から手を入れるということは、中からも手を出せるということではないでしょうか。危ないですか、これ。どうなんですか。その辺確認させてください。

○副委員長（国忠崇史君） 鶴岡課長。

○畜産林務課長（鶴岡明浩君） 確かに、その鉄線の間から手を出すという行為になります。ただ、おりの中に熊が確保された場合、その処置につきましては、現状、猟銃により外から撃つという形になります。その際、余りそのような鉄パイプが多くなりますと、その間に今度猟銃を差し込むわけではないんですけれども、外から撃つ場合に、その鉄線にはね上がって、今度その危険が増すということで、一定程度の間隔がなければ逆に捕獲した熊の射殺については難しくなると考えております。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） その経過よくわかりませんので、いずれにしても、そういう事例があるわけですから、箱わなについてもしっかり補強をして、点検をして使っていくべきだというふうに思います。

それから、熊について、これも直接地区の方から話を聞くわけですが、最近、熊の生

息地に餌がないのかどうかわかりませんが、民家の近くまで熊が来るという話を聞きます。例えばデントコーンを相当荒らして被害をこうむると。ただ、農作物が残念なことでありますけれども、被害を受けるのはまだいいんですけれども、この生態によって民家に近づいて人的被害が出ると大変ですから、この辺はよく調査をして万全に熊の被害に遭わないような、そんな対策をとるべきだというふうに思います。

続いて、エゾシカなのですが、昨年から捕獲数が349頭減少しております。これはいろいろな見方あるわけですが、今までの駆除の効果が出たのか、あるいは別な要因があるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 木村主査。

○畜産林務課主査（木村哲晃君） お答えいたします。

平成26年度の捕獲頭数の減少要因としましては、拡大する農作物被害を防止するため、平成22年度から市独自で取り組んでおります1頭1万円の助成により捕獲が促進され、エゾシカの固体総数が減少したことが1つの要因と考えております。

また、そのほかの要因といたしまして、中山間事業を活用した電気牧柵の設置によりエゾシカの警戒心が強まり、山奥へ移動し、昼間の出没が減少したことも要因の1つと考えております。

また、農業被害につきましても、平成24年度のピーク時465ヘクタールから26年度には350ヘクタールと縮小し、農業被害額におきましても減少傾向にありますことから、エゾシカ駆除対策における一定の効果があつたと判断しております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 駆除対策、一定の効果があるということだというふうに思います。駆除でなく山に追い込むという1つの捕獲というか、1つの方法だというふうに思います。

一方で、成果報告書には出ておりませんが、鹿は少なくなっていますけれども、変わったわけではないんですが、アライグマの被害が朝日中心に増えているという話を聞きます。このアライグマの被害の状況と、あわせて捕獲の状況について確認をさせていただきたいと思っております。

○副委員長（国忠崇史君） 木村主査。

○畜産林務課主査（木村哲晃君） お答えいたします。

アライグマによる被害状況についてであります。J A北ひびきによる調査結果で申し上げますと、主に朝日地区におきまして、甜菜、カボチャ、スイートコーンなどの畑作物が中心に被害を受けておまして、平成24年度で約64万円、25年度で50万円、26年度で同じく50万円の被害額となっております。

次に、捕獲の状況についてでございますが、農業被害や目撃情報のあつた地区を重点に、箱わなによる駆除を行っているところであり、平成23年度に初めて2頭捕獲して以来、24年度に

4頭、25年度に2頭、26年度に2頭の捕獲を行っている状況でございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） これはアライグマについては、少し前まで旭川近郊でアライグマが出没して被害を与えたと。和寒に来て、朝日に来たと、これは物すごい勢いで繁殖をしているという気がします。今被害状況についても、ビート、カボチャ、いわゆる甘いものに手を出して被害を与える。ビートについても、しっかりビートを抜いて食べるということも聞いております。そういう意味では、エゾシカの捕獲の実績を上げたわけですから、アライグマの駆除についても万全を期すべきだというふうに思いますので、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○副委員長（国忠崇史君） まだ質疑が続いておりますが、ここで午後3時15分まで休憩いたします。

（午後 3時02分休憩）

（午後 3時15分再開）

○副委員長（国忠崇史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

第3項水産業費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第7款商工費の質疑に入ります。第1項商工費について御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） 私のほうからは、ラブ士別・バイ士別運動推進事業についてお伺いをしたいと思います。

概要の中で、農業、商業、工業、消費者連携のもと、地域経済等を活性化させるためのラブ士別・バイ士別運動を推進する団体に対し補助した。事業主体がラブ士別・バイ士別運動推進協議会、事業費420万8,000円に対して補助金が300万円と、補助金比率71%と高いわけですが、この事業について具体的事業と、その成果、評価、分析をお聞かせいただきたいと思っております。

○副委員長（国忠崇史君） 徳竹商工労働観光課主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えいたします。

ラブ士別・バイ士別運動推進協議会といたしましては、先ほど委員のほうからお話のありましたとおり、市民の我がまちに対する愛着を造成することにより、郷土愛を育むとともに、地元の農産物、商品、ものづくり技術等の愛着、愛用など、地域の活性化を市民みんなで進めていく地域に根差したまちづくり運動ということで、農業、林業、商業、工業、消費者の市内関係団体により推進協議会を組織して実施をしております。

事業の中身でありますけれども、一番大きなものとしていたしましては、例年開催をいたしてお

ります土別市産業フェア、そして、これもここ数年多くの皆さんに御参加をいただいておりますけれども、土別再発見バスツアーの実施、そして、土別市技能士会の方々が主になって行っていただいております、匠の伝承事業として行っておりますものづくり教室などなどを行っております。

一番大きなメインイベントであります土別市産業フェアにつきましては、本市の豊富で新鮮な農作物やさまざまなものづくり技術を見て食べて体験することにより、地域産業の魅力と大切さを多くの市民に再認識をいただき、地場製品の消費拡大によるまちづくりの活性化を図るイベントであり、ラブ土別・バイ土別推進協議会において、例年土別市産業フェアアンケート調査を実施し、主催団体及び出店やステージイベントに出演をいただいた各団体から開催場所や開催時期、出店内容、出店数、会場レイアウトやステージイベントなどについての意見集約を行い、その後協議会の中で成果、改善点を分析し、次年度に向けた事業計画を策定しております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ありがとうございます。

出店された方等にアンケートをとられて、これから分析をして、次年度以降に役に立ていくという話ですけれども、では、来場者からの意見というのは、果たして集約することはできるのかどうなのかと。恐らくそこにアンケートの用紙がなければ、難しいと思うんですけれども、何らかの形でアンケートをとりながら、そこもやっぱり参加する方もとっていかないとならないような気がするんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。あわせて、もしわかれば、来場者数がどのくらいあったかもお聞かせいただければと思いますけれども、お願いします。

○副委員長（国忠崇史君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） 委員お話のとおり、これまでの産業フェアを開催するに当たりましては、先ほどお話しさせていただいたとおり、関係団体、参加団体等々によるアンケート調査については実施をしておりますが、会場内に来場者によるアンケートという大きくアンケート用紙的なものは、これまでは設置をしておりません。ただ、参加いただいたアンケートを回答していただける団体からは、来場されたお客様の声というのを各ブースで出された意見なんかもアンケートの中に、お客様から出された意見ではありますけれどもということで、アンケートの中には記載をいただいているということもあわせてつけ加えさせていただきたいというふうに思っております。

あと、26年度、今年8月末に実施をしておりますけれども、産業フェアが8月最終の日曜日、そして、その前段に金曜日から、金、土、日の3日間で、総合体育館で実施をしております得の市、これを合わせた来場者数が1万3,000人というふうになっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） はい、ありがとうございます。来場者については、出店者のブースの中で聞き取りをしてというお話でした。

私、なぜこの事業を聞きたいかと言いますと、産業フェアという話があったんですけども、産業フェアというのは土別のイベントの一番、いろいろなイベントの中で、やはりいろいろな団体がかかわる、そして、もちろん農業、商業、工業、消費者という、連携という話があったんですけども、出店の側から見ても、市内、市外問わず参加をされているみよし市であったり、川内村であったり、あるいは愛媛大とか、トヨタ自動車だとか、いろいろな団体が出ているわけですから、これが何と申しますか、きちんとその団体それぞれが連携を取り合っていくことによって、いろいろなほかのイベントに役立てる1つの手法として非常にいい事業だなというふうに思っているんですね。

ただ、やはり、先ほどブースのほうで聞き取りをしたというんですけども、本当にその来場者がどこまで、どういう意向をそこに反映できるのか。行くため、足を運ぶための手段として、いろいろ足の確保だとかも含めてあるとは思いますが、朝日地区だとか、市内以外からどのぐらい来ているかも含めて考えていく必要があって、よそから来る人の足の確保をこれからやっぱり考えていく必要もあると思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えいたします。

まず、土別中心部以外の方々の足の確保というところにつきましては、なかなか、当然皆さん車ではないということも含めて考えますと、例年産業フェアの直前に全戸配布をさせていただき、この全戸配布の方法につきましては、新聞の朝刊折り込みという形をとらせていただいておりますけれども、こちらのチラシの中に市内の、これは特別のバスではなく、定期バスの中で産業フェアに来られる方々が御利用できるバスの利用券というものをそのチラシの中につけております。それを乗車のときに提示することにより無料という、お客様については、来場される方につきましては、経費を負担のない中で産業フェアに参加できる方法という形をとってはおります。

ただ、市外、土別市以外の方につきましては、なかなかそういった機会もありません。また、車の駐車場につきましても、今の、現在の中でもなかなか手薄と言われる状況もあろうかと思いますが、今後につきましては、市外から来られるお客様方々の駐車場の確保等々については、検討課題として協議をしていかなければいけないと考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ありがとうございます。

やはり夏の時期の週末というのは、非常に限られた時期であって、各種イベント、皆さんや

りたいイベントがあるわけですが、そこを取り合いになっているわけですね。このイベントについては、先ほども話がありましたけれども、得の市との連動もあります。この後、やっぱりもう一つ考えるべきは、市内中心部のイベントをやっている中において、市内中心部との連携をこの先も考えていく必要はあると思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうかお伺いします。

○副委員長（国忠崇史君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えをさせていただきます。

開催場所及び日程につきましては、こちらの場所、日程については、アンケートでの各団体からの御意見等々をこちらも伺っております。そういった中で、推進協議会のほうで議論をし決定をしてきているというところでもあります。

まず、開催場所につきましては、得の市との一体を図るという意味合いで、体育館西側で26年度までは実施をしてきております。これは産業フェア会場から得の市会場への動線がスムーズであるということで、産業フェアと得の市両方の会場に参加することが容易であるということと一定の成果があったというふうに考えておりますが、問題点としましては、現在、体育館西側の駐車場が砂利であり、車椅子やベビーカーなどの進行が困難であるとの意見がアンケートや協議会の中での意見としても出されております。協議会においては、アンケート結果を分析、協議する中で、車椅子やベビーカーで来場される方々の動きやすさというところを第一に考え、双方の共通の駐車場として中間、体育館と中央公園両方を駐車場にしてきたわけですが、その中間である総合体育館西側に駐車場を設けることで、産業フェアと得の市の一体感、それは損なわないのではないかという判断をし、また、駐車場をイベント会場として使用し、中央公園を駐車場として使用してきたということもあり、本年度より中央公園をイベント会場とし、総合体育館裏の駐車場を産業フェアと得の市共通の駐車場としてきているところがあります。

また、開催時期につきましては、例年8月最終日曜日というふうな形で実施をしてきております。今まで、先ほどお話あったとおり、各それぞれの団体のイベントと重なるということもあり、そういった中でいけば、早い段階での決定というところを目指しまして、例年5月に行いますラブ士別・バイ士別運動の総会の中で決定をし、少しでも早く皆さんに産業フェアの日程の周知というのを図ってきているところではあります。

そのほか、少数意見ではありますが、アンケート結果の中では、地元の農産物が多く出品できる9月末から10月上旬に実施をしてはどうかという意見ですとか、士別市以外の近隣地域での各イベントとの重複がないような形で、そういった近隣地域との調整も図りながら実施時期については検討すべきではないかという意見もありますことから、現在、27年度のアンケート結果については集計作業を行っておりますので、この後、推進協議会において開催日、そして開催場所についても再度協議をすることといたしております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） はい、ありがとうございます。

最後に、中央公園を使うことについてちょっとお聞かせいただきたいんですけども、実は、よその、近隣の市長さんがイベントで士別を訪れる際に、中央公園で今回はやっていますけれども、ほかのイベントについてはよそでやっていたりするがあつて、できればイベントというのは1カ所で、少なくとも1カ所、あるいは近隣を含めて、やっぱり集約してその場所でやるのがいいんでないですかという意見を伺ったり、じゃ、この場所はどこですかと聞かれる方がいらっしゃるんですね。そういう意味において、中央公園という場所の選定をきちんと捉まえながら、そこでイベントを集約していくという考えを持っていったらいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。ほかのイベントも含めてなんですけれども。

○副委員長（国忠崇史君） 岡崎商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岡崎浩章君） お答えいたします。

イベントはいろいろな実行委員会があつて、それぞれの思惑でそれぞれの会場を選んでいるというところがございます。ただ、確かに委員おっしゃるように、なかなか会場がわかりにくいですとかということもありますので、各実行団体とさまざまな場面で相談させていただきながら、場所をある程度の集約できるかどうか、あるいはほかにどんな方法があるのかということも含めて相談しながら今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 今、岡崎課長から話ありましたけれども、例えばビートまつりなんかは日甜でやるからビートまつりなんで、あれを中央公園でやるということにはならないと思っています。あるいはわくわくフェスタだとか、水郷公園の再開発だとかということで、青年会議所でやっている部分もあります。だから、そういった、やっぱりイベントの特徴というものもあるし、目的というものもありますので、そこはやっぱりその場所というのを選定していくのかなと思います。

ただ、士別市全体でやる、例えばこれからやる雪まつりだとか、そういった部分については、中央公園という部分で、市民が集える、あるいは中心市街地との連動だとか、先ほど委員が話をされたとおり、そういった部分の町の活性化だとか、にぎわいだとかといった部分で、可能な限り中央公園を活用しますけれども、イベントの種類によってはいろいろな場所の選定も今後出てくるかというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） それでは、商工費について、ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、商工費の開発振興対策費、特産品振興対策事業で、地元特産品

のPRとして29万5,000円支出をしておりますけれども、この内容についてお伺いいたします。

○副委員長（国忠崇史君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えをいたします。

平成26年度の特産品振興対策事業につきましては、各特産品イベント等に使用する、配布をする資料などの印刷経費として10万円、また、サッポロビール園で開催されます道産子感謝Dayというイベントがございますが、これは道内各地域が現地で調理販売を行う中で、調理販売をする提供品を通して各地域の特産品や地域のPRを行うというところで、こちらも参加をしている中の市の職員の参加の旅費分として4万円を計上しております。

また、北海道日本ハムファイターズ公式戦における特産品の提供として、士別産ラム肉を提供しています。これは札幌ドーム及び道内の主催試合において、全道各地域の特産品を勝利投手賞などの副賞として提供することにより、それが球場内のオーロラビジョンや場内放送で告知されるものであり、観戦に訪れた多くの観客の皆さんに士別市を宣伝する好機となるものと考えており、特産品の提供費といたしまして15万5,000円を計上しております。トータル29万5,000円というふうになっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） はい、わかりました。

次の質問に委員長移っていいですか。

○副委員長（国忠崇史君） はい、どうぞ。

○委員（大西 陽君） 商工業振興費の中で、6次産業化推進事業で26年度2件で事業費56万6,000円、補助金で27万となっています。この事業は商品開発支援、それから販路拡大支援の2段階で、対象事業費の2分の1を補助すると。ただし、上限が20万ということになってはいますが、今回の2件についての詳細についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 梶山農業振興課主査。

○農業振興課主査（梶山賢一君） お答えいたします。

26年度の実績は2件であり、商品開発と販路拡大、2つの補助金がありまして、両方とも商品開発支援との助成となっております。詳細につきましては、トマト搾り機が7万円、ポン菓子製造機20万円の合わせて27万円でございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） その中で、この支援を対象事業に決定する場合、申請者から提出された事業提案書、あるいは計画書を審査会で審査をして決定をするというふうになっています。この審査会の内容についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 梶山主査。

○農業振興課主査（梶山賢一君） お答えいたします。

事業の流れといたしまして、農業者及び団体から相談を受け、その後、実施計画などの提案書を提出していただき、それに基づいて審査会を行うわけですが、それで承認、または不承認を協議することとなっております。内容といたしましては、事業計画書にある事業実施の背景、事業内容、支援内容、事業実施後の展望などを補助金交付要領と照らし合わせながら審査しているところでございます。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 審査する過程で、その項目はチェックするというのは当然ですが、私がお尋ねしているのは、審査会の、例えば構成メンバーはどうか、そういう組織について。

○副委員長（国忠崇史君） 栢山主査。

○農業振興課主査（栢山賢一君） 審査会の構成員なんですけれども、市の経済部部長、市経済部次長、農業振興課、畜産林務課、商工労働観光課の3つの課の課長、農業委員会の事務局長、上川農業改良普及センター士別支所及び北ひびき農業協同組合営農課、それぞれから選任された方1名ずつの計8名となっております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） はい、わかりました。

それで、6次産業化のこの販路拡大支援ありますけれども、これは先ほど最初に質問いたしました特産品振興対策事業、これ双方とも、いわゆる商品PRということで類似をしている感があります。この辺の整理をして、より効果的な支援をするように検討してみてもどうでしょうか。この辺の提案も含めてでありますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○副委員長（国忠崇史君） 岡崎課長。

○商工労働観光課長（岡崎浩章君） 平成26年度の6次産業化推進事業で助成対象となりましたトマトジュースにつきましては、完成が本年の9月ということもあり、先日寒町から中川町までの道北9市町村が加盟する道北観光連盟が主催する道庁赤レンガを会場とする特産品販売に士別市も販売し、今回の6次産業化において商品開発されましたトマトジュースを含むトマトジュースの特産品販売を行ってまいりました。

また、本市のふるさと寄附におきましても、アスパラ、トマト、メロンなどのほか、スープカレーなどのレトルト商品、ジギスカン、いももちセット、羊毛の手づくり手袋など、本市の豊富な特産品が活用されています。

今後におきましても、6次産業化事業で開発されました新しい特産品を今までの特産品に加えて、イベントの参加ですとか、特産品パンフレットの作成、また、常時販売いただけるところへの商談などを通じて幅広くPRしてまいりたいと思っております。

○副委員長（国忠崇史君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 今回の6次産業の販路拡大と、いわゆる特産品の部分という部分についてでありますけれども、今、岡崎課長から話していましたオール士別として、いろいろな特産品を扱って、それを1つの品物として販路拡大といった形で進める部分と、農業者みずからいろいろなパンフレットをつくりながら販路拡大する場合がありますので、この6次産業化の部分については、農業者みずからがやる部分については、そういった形で支援をしていこうと。そして、オール士別としていろいろなイベントだとか、あるいはカタログだとか、そういった部分にはその中で反映をしていくということで、一応この単体の6次産業化の部分については、農業者みずからがやっていく部分について支援をしていくという考え方で創設したものであります。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 言っていることは理解をしながら質問します。

それで、6次産業化では、まず商品開発支援、これが重要なことなんですね。時間もかかるし費用もかかると。そして、6次産業化の支援はこれ一本にして、そして、販路拡大については特産品振興対策事業の中で取り組んだらどうだと。農業者が独自でやったものとか、オール士別の特産品とかとすみ分けをしないで、全て士別の特産品として、この事業にのせたらどうだと、そのほうが濃密的な支援になるんでないかという提案です。どうでしょうか、これ。

○副委員長（国忠崇史君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） この制度につきましては、昨年創設したばかりなんで、まだ26年度で実績2件、27年度については1件が今進めているところであります、今後その部分の活用状況だとか、それから、その大西委員からお話がありましたとおり、特産品の開発に時間がかかるだとか、複数年かかるだとか、あるいは複数の商品がラインナップの中で今後あわせて考えていくだとかという部分も出てくるかと思しますので、そういった部分の動向をちょっと押さえながら、将来的にそういった部分を視野に入れながら、現行は、とりあえず当面はこの制度を活用していただくということで進めてまいりたいと思っておりますけれども、そういった事案が出てきた際には、また検討を加えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） うまく答弁されて、何となく理解に苦しむんですけども、提案ですから、率直に受けて検討してください。どうでしょうか。

（「わかりました」の声あり）

終わります。

○副委員長（国忠崇史君） 商工費について、ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） ただいまの大西委員のほうから6次産業化の推進事業ということで質問がありまして、おおよその質問事項に対して今答弁いただきましたので、ほぼ質問することはな

なくなってしまったんですが、今の西委員からお話があったと私も同じ趣旨を持っていて、基本的に今回26年度から新規事業ということで始まったんですけれども、予算額で80万円見込みがあった中で、利用実績が2件で27万円の補助ということで、本来であれば、市民側の誘導している事業であれば、もっと皆さん飛びついて使いたいとなるのが本来の事業なのかなと思うんですけれども、なかなか使われなかったという部分を踏まえると、やっぱり利用しづらいとか、そういった要因があるのかなと思います。

それで、今質問しようと思っていた中で、対象者についてということだったんですけれども、今部長のほうから答弁がありました、あくまでもその農業者、もしくは農業団体に限るというお話がありました、場合によっては、例えば任意団体で組んでいる方も、士別の特産品をつくろうという企画も出すかもしれませんので、例えば、その予算枠はいっぱい使われているのであればしょうがないんですけれども、使われていない部分もあるので、今最後に御答弁の中で、早急に検討するという部長の言葉があったので、それも含めて今後検討いただければと思います。答弁要らないです。ありがとうございます。

○副委員長（国忠崇史君） それでは、商工費について、まだほかに御発言ございませんか。十河剛志委員。

○委員（十河剛志君） 私は、商工費の中の観光誘致宣伝事業について質問いたします。

観光誘致宣伝事業の中の広域連携観光創出事業で、最北ICのあるまち士別・剣淵へようこそスタンプラリーの実行委員会へ260万拠出してありますが、この事業の目的と内容を教えてください。

○副委員長（国忠崇史君） 小林商工労働観光課主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

最北インターチェンジのあるまち士別・剣淵へようこそスタンプラリーの開催目的でございますが、日本最北のインターチェンジ、士別・剣淵のあるサフォークランド士別と絵本の里けんぶちへ、このキャンペーンを通して両地域への集客を図り、地域の活性化と観光振興を図ることを目的としております。

次に、平成26年度のスタンプラリーの開催内容といたしましては、開催期間を夏季と冬季の2回に分けて実施いたしました。各参加店対象イベント会場で設置しているチラシにスタンプを押印し、獲得したスタンプ数に応じて、士別・剣淵両市町の特産品のプレゼントに応募ができるという内容でございます。参加店については、士別市の参加店23店、剣淵町の参加店12店の計35店が参加しており、加えて、士別・剣淵両市町で期間中に開催される観光イベントなどもスタンプラリーの対象としております。平成26年度の対象イベントは、士別市ではハーフマラソン大会、少年サッカー大会、岩尾内湖水まつり、天塩川まつり、産業フェア、しべつ雪まつりなどの9つのイベントであり、剣淵町については7つのイベントが対象となりました。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） この事業は7年ぐらい前から行っていると思うんですけども、去年は夏と冬2回行っており、内容は毎回工夫され実施しております。ちょっと古い記事なんですけど、ちょっと紹介させていただきますと、2009年の最北I Cキャンペーンの記事ですが、ETC登載車の高速料金が土日祝日、上限1,000円になったのを機に、7月にスタート、特産品ラム肉の料理を提供するレストランやホテルなど市内30店が参加している。実行委員会のまとめによると、7月中にカード提示で特典を受けた人の6割が市外在住者、参加店で押印を受けると商品が当たるスタンプラリーも札幌からの応募が7月受付分で約70件の半数以上を占め、狙いどおり遠方からの集客に結びついているという記事がありました。

これだけいろいろ、このキャンペーンには知恵を絞ってやっているんですけど、ひとつ残念な点もあるんです。それが、昨年冬も初めて行われたんですけども、その中で、これがパンフレットなんですけども、お勧めスポット、1、2、3、士別3カ所、剣淵3カ所あるんですけども、スノーモービルランドin士別がこの中に、お勧めスポットで入っているんですけども、その中でラリーの参加店には入っていないんですね。これはちょっと愚痴なんですけども、一応、できればお勧めスポットで紹介されれば、やっぱりその押印する場所として設定していただきたいということも、ちょっと愚痴として言わせていただきたいと思います。

この事業は、観光雑誌社、メディアでもキャンペーンにあわせて士別や剣淵のイベントを逐次紹介しております。大変いい宣伝効果があると思っております。過去3年の実績と今年の実績、また、キャンペーンの成果などについてお答え願います。

○副委員長（国忠崇史君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

過去3年の実績につきましては、応募者数で平成24年度が4,185人、平成25年度が4,096人、平成26年度が3,289人となっております。また、今年の実績につきましては、4,825人の応募者数となっております。成果につきましては、チラシをラリー参加店のほか、近郊の道の駅、そのほか旭川空港、道央道砂川サービスエリア及びJR旭川駅に設置し、広くPRを行ったほか、ラジオCMを60本、あわせてラジオ番組内でパーソナリティーとの掛け合いの中でPRを行うことができるパブリシティーとして、このスタンプラリーと士別・剣淵の両市町で行われるイベントのPRができたことも全道に広くPRできたと考えており、平成26年度の実績者の居住地を見ても、旭川市と札幌市居住の応募者が全体の25.3%、更に道外在住者の応募者が全体の10%を占めるなど、両市町への訪問者、町の活性化、観光の振興に寄与していると考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） はい、ありがとうございます。

このように、一定の成果も上げられ、観光としての核とした地域づくりの目的に、各市町村を初め、各産業、各企業と連携しながらやる、このような事業の取り組みを進めていく観光振

興がこれからも必要だと考えております。

この成果を一過性で終わらせることがなく、このまま続けていっていただきたいと思うんですけども、今回のキャンペーンチラシは、道の駅や空港、駅、参加店など多くの場所に置かれておられます。ただ、キャンペーンが終わると同時に、そのスペースは、その場所によって違うと思いますけれども、あいたままになっていたりしております。

そこで、士別の観光パンフレットを、このキャンペーンが終わったら、次士別の観光パンフレットを置いて、そのキャンペーンチラシと同じような場所、駅、空港、そしてまた、参加店などに置いていただいて士別のPRを続けていただくような仕組みにはならないのかお答え願います。

○副委員長（国忠崇史君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えいたします。

今回のスタンプラリーのチラシにつきましては、今お話のありましたとおり、士別・剣淵の両市町の参加店、そして旭川、当麻、名寄、美深などの近郊の道の駅、空港、JR旭川駅、高速道路のサービスエリアなどに設置しております。通常でいきますと、観光パンフレット、そしていろいろなイベントを開催している時期については、両方を一緒に配架していただけるスペースがあるところについては両方という形のほうがよろしいかと思いますが、今お話のありとおり、場所的に少ない場合につきましては、こういったイベントがあって、イベントが終わって、そのチラシを外すときにはタイムラグのないように、観光パンフレットのほうを引き続き設置できるように、各それぞれの施設のほうにしっかりと依頼をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） はい、ありがとうございます。ぜひPRを続けていただきたいと思います。

それで、今ここにパンフレットがあったはずなんですけど、今、この観光パンフレットがあるんですけども、これが羊飼いの家が古いままになっている状態になっています。今後、早いうちにリニューアルした羊飼いの家の写真が入ったパンフレットをつくったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、パンフレットの更新についてお考えをお聞かせください。

○副委員長（国忠崇史君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えをいたします。

現行の観光パンフレットにつきましては、十河委員お話のとおり、本年度改修リニューアルをいたしました羊飼いの家、本市の主要観光施設でありますけれども、このリニューアルしたというものが昔のままになったパンフレットが最新のものとありますけれども、そういった主要観光施設がリニューアルされたということとあわせて、現行の観光パンフレットの残部数が残らずかということになっているということもあわせて、28年度に更新をしなければいけないと考えております。

また、あわせまして更新に当たりましては、これから以降も新たな観光施設の建設や改修など載せる内容についても、その都度変わることも想定されますから、一遍に何万部という形の中で部数を作成するという形ではなくて、インターネット、ホームページなどを通じて閲覧、そして、その出力して使えるような形のパンフレットとなるような検討もあわせて実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） はい、ありがとうございます。

最近、私の勤めているゴルフ場に、夏場ぶらりと地方のお客さん、本州のお客さんなんですけれども結構訪れております。今年の実績で申しますと、6月で35名、7月で54名、そして8月で80名、そして、この方たちは、ほとんどが予約なしで、朝ぶらりとゴルフ場に登場して、回れますかという形で来る方が多いです。そして、朝私が勤務しておりますので、そのときにお話しさせていただきますと、ほとんどの方がやっぱりキャンピングカーとかワゴン車などを使って、目的が余りなく、ぶらりというか、稚内に行く途中なんですよとか、紋別から来たんですよとか、これから富良野に行きたいんですけれども、そういう観光客が多いんですよ。その方たちの年齢が、利用税の関係もあって年齢は確認するんですけれども、ほとんどが65歳以上で、70歳前後、前の人が多いんですけれども、俗に言う、団塊の世代の方たちが多く訪れています。そういう方たちが結構時間を持て余してと言ったら変ですけども、時間を自由に使っているところを回りたいと。それで士別のことを教えてあげますと、結構喜んでその場所に行くという状況もありますので、結構そういう方が多いと思うんですよ。わざわざ士別に来たんじゃなくて、士別を通過という形で来ても、やっぱりコンビニとか、食堂とか、温泉とかという施設には寄る場合が多いと思うんですよ。

だから、そういうところにパンフレット、今新しくつくると言っておられましたけれども、観光パンフレットを置いて、やっぱり時間がある方にはいろいろな場所の士別を見てもらうと。そして、観光していってもらうということをしたらいかがかなと思うんで、それで、新しくつくったパンフレットの設置場所、先ほどICキャンペーンのところにも置いてもらうように、継続して置いてもらうように頼むという話でしたけれども、それにプラス、やっぱり市内のホテルとか飲食店、普通の商店、ましてやコンビニが一番寄るのではないかなと思いますので、その辺、部数は少なくとも構わないんで、置いてもらうことはできないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○副委員長（国忠崇史君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えいたします。

ただいま十河委員お話のとおり、今後につきましては、これまで設置をしております各観光施設等に加えまして、市内宿泊施設、各飲食店、商店、そしてコンビニ、また、それ以外にもガソリンスタンドですとか、観光協会等とも、関係機関とも協議をしながら広く、少しでも皆

さんの目にとまる場所に設置をさせていただきながら、広くひつじのまち士別をPRするようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（国忠崇史君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） はい、ありがとうございます。

質問は以上なんですけれども、その観光パンフレットですね、多くの場所に置いて、士別に来られる方の目につくところに置いていただき、観光客や合宿の人たちもそれを見て士別ってこういうものがあるんだというのも発見してもらいたいと思います。

そして、置いた店にとっては、パンフレットが置いてあれば、やっぱりその中を確認すると思いますし、その店の方が士別をまた再発見する、やっぱり来た方に聞かれたときにスムーズに答えられるんではないかなと思います。それが士別市の観光客に対するおもてなしにつながるんではないかなと思いますので、進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副委員長（国忠崇史君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から本議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時58分閉議）